



発行 東京都

目次

9

公 告

- 令和六年工事監査の結果に関する報告の公表……………（東京都監査委員）…一
- 令和六年行政監査の結果に関する報告の公表……………（回）…三七

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和6年工事監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、監査報告の決定に当たっては、斉藤やすひろ前監査委員が関与し、小磯善彦監査委員は関与していない。

令和7年3月11日

- 東京都監査委員 龍 円 あいり
- 東京都監査委員 小 磯 善 彦
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 後 藤 靖 子
- 東京都監査委員 小 粥 純 子

第1 監査の概要

1 監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により、毎年行う監査である。都が実施した工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に基づき監査を実施した。

2 監査の対象

契約金額が100万円以上で、令和5年度に都が締結した工事等を中心に対象とした。このうち、予定価格9億円以上、かつ、事業期間3年以上の工事等は、大規模工事等監査の対象とした。

3 監査の期間

令和6年1月9日から令和7年1月9日まで
局への実地監査期間は、別表3（p.50-51）のとおりである。

4 監査実施状況

対象局は、財務局、デジタルサービス局、生活文化スポーツ局、都市整備局、住宅政策本部、環境局、福祉局、保健医療局、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁及び警視庁の計18局並びに島しょ関係部局（三宅支庁管内・小笠原支庁管内）である。

監査は、2兆6,444億余円（1万6,337件）の工事等を対象として、過去の指摘等を踏まえ潜在的なリスクを抱える工事を中心に、効果的・効率的に監査するため、以下に示す特徴等を持つ案件を優先し、8,346億余円（1,564件）の工事等を抽出して実施した（実施金額率：31.6%、実施件数率：9.6%）。

- ・ 契約金額が大きい工事
- ・ 大規模な改修（解体）工事
- ・ 設計変更を実施した工事
- ・ 落札率が極端に低い又は高い工事
- ・ 契約不調後、再起工した工事
- ・ 特命随意契約工事

<p>・ 同一局内で同じ工種内容で発注されている複数の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の局で同じ工種内容が発注されている工事 <p>なお、工事監査実施一覧は、別表3 (p.50-51) のとおりであり、大規模工事等監査実施一覧は、別表4 (p.52) のとおりである。</p> <p>5 監査の着眼点</p> <p>本監査では、適正性、安全性などの合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点重視し、各局の事業の特性を踏まえ、全庁横断的に監査を行った。</p> <p>(1) 工事監査</p> <p>計画：設計・積算、施工、維持管理・その他の三つの分野ごとに、次のとおり着眼点を設定した。</p> <p>① 計画・設計・積算</p> <p>ア 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か。</p> <p>イ 法令、基準等に基づき、適正かつ合理的及び経済的に行われているか。</p> <p>ウ 設計は、安全面、使いやすさ、維持管理のしやすさに配慮されているか。</p> <p>エ 使用機器及び材料の選定、新技術及び新工法の採用等は、適切に行われているか。</p> <p>オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用等が図られているか。</p> <p>② 施工</p> <p>ア 設計図書に基づき適切に行われているか。</p> <p>イ 設計変更協議等が、適時適切に行われているか。</p> <p>ウ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか。</p> <p>エ 材料、出来高、しゅんじょう等の検査は、適正に行われているか。</p> <p>オ 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。</p> <p>③ 維持管理・その他</p> <p>ア 施設の維持管理は、適切に行われているか。</p> <p>イ 長期的な視点に立って、維持管理方法の検討及び改善に努めているか。</p> <p>ウ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか。</p> <p>エ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき取組は、適正に行われているか。</p> <p>(2) 大規模工事等監査</p> <p>事業計画との整合性の確認などを行う大規模工事等監査においては、前述の（1）に加え、次のとおり着眼点を設定した。</p> <p>① 事業計画等に基づき設計、施工等が適切に行われているか。</p> <p>② 事業計画等を着実に執行するための内外調整等が適正に行われているか。</p>	<p>6 重点監査事項</p> <p>「品質管理」</p> <p>工事監査では、令和4年に「設計条件」、令和5年に「施工条件」を重点監査事項に設定し工事監査を行ってきた。</p> <p>令和6年はこれらにより条件設定された工事の目的物が、必要とする性能を確保できるよう工事が適正・適切に行われているか、「品質管理」を重点監査事項に設定し、各局を統一的、横断的に検証した。</p> <p>重点監査事項における主な着眼点は、次の①から③のとおりである。</p> <p>① 工事的物が所定の性能を確保できるよう、設計（設計変更）において、工法や材料等に求める品質が設計図書に明示されているか。</p> <p>② 工事において、設計図書に記載された品質を確保するために必要な管理項目や試験等が、施工計画書に記載されているか。</p> <p>③ 施工計画書に基づき、適切に品質管理された上で施工が実施され、その記録等が提出されているか。</p>
--	--

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表1及び表2のとおり、11局に対し、22件の指摘を行った。また、大規模工事等監査の観点においては、不適切な事例は認められなかった。

指摘事項の一覧は別表1 (p.13-14) 及び別表2 (p.15-16) のとおりである。

指摘金額^(注)は、1億2,733万余円であり、不必要な支出に直結したものは7,717万余円である。

また、重点監査事項に関しては、表3のとおりである。

(注) 指摘金額とは、予定価格及び変更契約額における適正に積算を行った金額との差額や、本来不要であった再施工に要した費用などである。

(表1) 指摘事項の局別件数

No	局	区分				合計	うち 重点監査事項
		設計	積算	施工	その他		
1	財務局					0	
2	デジタルサービス局					0	
3	生活文化スポーツ局					0	
4	都市整備局	1				1	1
5	住宅政策本部					0	
6	環腕局		1			1	
7	福祉局					0	
8	保健医療局			1		1	1
9	産業労働局			1		2	1
10	中央卸売市場					0	
11	建設局	1		2		3	1
12	港湾局		1	2		4	
13	東京消防庁			2		3	
14	交通局				1	1	
15	水道局	1		1		3	1
16	下水道局	1		1		2	1
17	教育庁			1		1	1
18	警視庁					0	
	島しょ					0	
	合計	5	7	6	4	22	7

(表2) 指摘事項の区分別件数

区分	指摘件数	(参考) 令和5年の 指摘事項等 の合計件数	
		うち重点 監査事項	
設計	条件明示等	2	1
	工法等の選定	3	2
	単価設定	3	8
積算	数量算出	2	0
	諸経費等	2	8
	施工管理	4	2
施工	安全管理	2	0
	変更手続	0	1
	契約事務等	4	5
その他	合計	22	27

(表3) 重点監査事項における指摘状況

着眼点	件数	主な指摘事項
① 工事的物が所定の性能を確保できよう、設計(設計変更)において、工法や材料等に求める品質が設計図書に明示されているか。	3	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの (p.18)
② 工事において、設計図書に記載された品質を確保するために必要な管理項目や試験等が、施工計画書に記載されているか。	1	建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの (p.40)
③ 施工計画書に基づき、適切に品質管理された上で施工が実施され、その記録等が提出されているか。	3	鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの (p.39)
合計	7	

2 主な指摘事項

監査の結果、是正・改善すべき事項の中から、本年の重点監査事項に係るもの、本来不要であった支出につながっているもの、過去に複数局に対し同様の指摘が繰り返されているものなど、全庁的に啓発が必要とされるものに注目して選定している。

【設計】

停留施設建築工事において工事的物の仕様が設計図書に明示されていなかった。

※重点監査事項

都庁整備局 p.18

都庁整備局は、BRT（注）の停留施設建築工事を行っている。
本工事の設計図書を見ると、当該施設に設置するバス停サイン等について、形状、寸法、材質等の具体的な仕様が明示されていなかった。

設計図書に仕様が明示されていない場合、受発注者間で仕様の認識に齟齬が生じる可能性があり、工事的物の品質が担保されない。また、入札参加者が工事に係る費用を適切に見積もることができない。

そこで、局に対し、停留施設におけるバス停サイン等の仕様を設計図書に明示するよう求めた。

（注） BRT

Bus Rapid Transit（バス高速輸送システム）の略。走行空間の整備、連節バスの採用等により、定時性・速達性・輸送力を確保したバス交通システムのこと

【設計】

給水所建設工事において、建築基準法に基づき確認を受けた申請図とは異なる設計図書により工事発注をしていた。

※重点監査事項

水道局 p.22

水道局は、給水所で鉄筋コンクリート構造物の築造工事を行っている。
工事に当たって、「建築基準法」における工作物として、構造図を含めた申請図について、事前に所管行政庁から確認を受けていたが、申請時の内容から変更した設計図書により工事を発注していた。

その結果、所管行政庁から一部の配筋の相違を指摘され、既に施工していたコンクリートの一部撤去と配筋の修正を実施し、その費用約7,717万円を増額変更していた。

そこで、局に対し、「建築基準法」に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を作成した上で工事を発注するよう求めた。

【設計】

雨水ポンプ棟地下躯体の建設工事において、梁や壁内にあらかじめ配置する階段の鉄筋が設計されていなかった。

※重点監査事項

下水道局 p.24

下水道局は、雨水ポンプ棟地下躯体の建設工事を行っている。

本工事は、地下躯体を地上で構築し、ニューマチックケーソン工法（注）により地中に沈下させるものであり、施工に支障となる階段及び床は、所定の深さまで躯体の設置が完了した後、別途工事で築造することとしている。

しかしながら、本工事で築造する壁や梁内にあらかじめ配置しておくべき階段の鉄筋が、設計図に記載されておらず、費用も計上されていなかった。

そこで、局に対し、鉄筋の設計を適正に行うように求めた。

（注） ニューマチックケーソン工法

鉄筋コンクリート製の筒の下部に掘削を行う作業室を設け、作業室に地下水圧に見合う圧縮空気を送ることによって地下水を排除しながら、掘削・沈下を行い所定の位置に構造物を設置する工法

【積算】

急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算において、共通仮設費の率計算分に含まれている品質管理試験の費用を別途積上げて計上していた。

環境局 p. 34

環境局は、アンカー工（注）による急傾斜地崩壊防止工事を行っている。このうち、予定価格の積算において、アンカー工の品質管理試験の費用は共通仮設費の率計算分に含まれているにもかかわらず、別途積上げて計上していた。このため、予定価格の積算において、約112万円が過大なものとなっている。そこで、局に対し、急傾斜地崩壊防止工事における諸経費の積算を適正に行うよう求めた。

（注） アンカー工

斜面等の地中に鋼材を固定し、その引張力で斜面を安定させる工法

【施工】

霊園管理所の基礎工事において、鉄筋のガス圧接継手の品質管理試験が適切に実施されていなかった。

※重点監査事項

建設局 p. 40

建設局は、霊園管理所の改築工事を行っており、その基礎部は鉄筋コンクリートで施工されている。本契約の設計図書等では、ガス圧接継手（注）の完了後の試験は、測定器具を用いて行う外観試験、圧接部に超音波を当てて確認する非破壊試験、圧接部を引っ張る破壊試験を行うこととしている。

しかしながら、外観試験は測定器具を用いて行ったことが工事記録写真で確認できず、非破壊試験も実施していなかった。

そこで、局に対し、鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験等について受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

（注） ガス圧接継手

接合する鉄筋を突き合わせ、軸方向に圧縮力を加えながら加熱することにより、ふくらみを形成し一体化する継手

【施工】

霊園管理所の屋根工事において、墜落防止のための安全措置を講じていなかった。

建設局 p. 42

建設局は、霊園管理所の老朽化に伴い改築工事を行っている。

「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の危険な場所において、受注者は墜落防止対策のため安全帯の取付設備を設けなければならないとされている。

しかしながら、工事記録写真を見ると、屋根施工時において親綱などの取付設備が設置されていなかった。

そこで、局に対し、屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

【施工】

機械設備工作物の改修工事において、法令に基づく石棉含有建材の事前調査を行っていないかった。

港湾局 p. 43

港湾局は、機械設備工作物の改修工事を行っている。

本工事の受注者は、「大気汚染防止法」及び「石棉障害予防規則」に基づく石棉含有建材（注）の使用の有無の事前調査を行っておらず、局も、受注者に対して事前調査を行うよう指導していなかった。

石棉含有建材であった場合、撤去作業や廃棄処分時に石棉が飛散するおそれがあった。

そこで、局に対し、工作物の改修工事における石棉含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

なお、監査を受け、後日行なった調査で本工事の撤去材料に石棉は含有されていなかったことが確認されている。

（注） 石棉含有建材

肺がん、中皮腫等の原因となる繊維状の天然鉱物である石棉が使用された建築材料

【その他】
局が処理業者に直接委託すべき一般廃棄物の処理を、設備管理業務の受託者に行わせていた。

産業労働局 p.46

産業労働局は、庁舎の設備管理業務等を委託している。
本契約の汚水槽清掃が発生した一般廃棄物（し尿を含む汚泥）の処理において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、局が本委託とは別に一般廃棄物の処理委託契約を締結すべきところ、その契約を締結しておらず、設備管理業務の受託者にその処理を行わせていた。
そこで、局に対し、廃棄物の処理を適正に行うよう求めた。

【その他】

給水所建設工事において、インフレスライド条項による契約金額の変更請求が複数回あったが、その都度スライド額の算定や契約変更をしていなかった。

水道局 p.48

水道局は、給水所の築造工事を行っている。
局は、監査日現在、受注者から計4回にわたり、インフレスライド（注）条項による契約金額の変更請求があったが、スライド額の算定や契約変更を行わず、これらを工期末に行うとしていた。
局は、インフレスライド条項により契約金額を変更した場合、受注者に対し下請契約の金額見直し等を行うよう求めており、受注者から契約金額の変更請求を受けた場合、その都度、契約変更を行う必要があった。
そこで、局に対し、インフレスライド条項に係る手続を適切に行うよう求めた。

（注）インフレスライド
工期内に急激な物価変動等が生じ、契約金額が著しく不相当となったときに、契約金額の変更を請求できる制度

3 総括

令和6年工事監査では、第1の5監査の着眼点を踏まえ、計画・設計・積算・施工・維持管理・その他について、各局を横断的に検証した。
あわせて、「品質管理」を重点監査事項に設定し、工事的物が必要とする性能を確保できるように、工事が適正・適切に行われているか、重点的に検証を行った。
また、予定価格9億円以上、かつ、事業期間3年以上の工事等を対象に大規模工事等監査として、事業計画等に基づき設計や施工が適切に行われているかなどについて確認した。

(1) 工事監査

本年の重点監査事項である品質管理について、主な指摘事項は次のような事例である。

- ・ 工事的物に求める品質や性能が設計図書に明示されていなかった事例
 - ・ 次回工事箇所の施工のため、今回工事で配置すべき鉄筋が設計されていた事例
 - ・ 工事の仕様書で求めた品質確認試験が施工計画書で適切に計画されていた事例
 - ・ 設備機器を固定するアンカーボルトが耐震に必要な構造部材まで届いていなかった事例
- 施設を長期にわたり健全な状態で供用し維持管理していくためには、施工時の適切な品質管理が必要不可欠である。
各局は、これらの指摘事項を真摯に受け止め、工事的物が所定の性能を確保できるよう品質管理の徹底に取り組まれたい。

- ・ 重点監査事項以外の主な指摘事項は、次のような事例である。
- ・ 各種基準類等に基づき、設計や積算が適正に行なわれていなかった事例
- ・ 安全管理において、各種基準類等に基づく実施を受注者等へ適切に指導・監督が行われていなかった事例
- ・ 法令等に関する手続や対応が適正に行われていなかった事例

これらについては、法令や各種基準類への対応の不備を指摘したものが複数件認められた。これらの指摘は、法令の見落としや認識のずれが原因であり、多額の追加費用が生じたものや安全に支障を及ぼしかねなかったものなどがあり、重大な問題をはらんでいた。
工事等を進めるに当たっては、あらかじめ関係する法令等を十分に把握すると

ともに、法令を遵守し、解釈に疑義が生じた場合は、当該法令を指導監督する部署に解釈を求めるなど、不必要な支出や事故につながらないよう一層の厳格な対応を求める。

重点監査事項を含め、今回の指摘事例の中には、過去の監査において、当該局以外の局に対し同様の内容を指摘してきたものが含まれている。

各局には、これらの指摘の再発防止に向けて、工事監査報告書を活用し、自局に対する指摘のみならず他局の指摘についても同様の事故防止を図り、全庁的な再発防止につなげていくことを期待する。

また、国内における急激な物価上昇に伴い、全国的な取組として行っているインフラスライドにおいて、スライド請求に伴う契約変更手続をその都度行っていないといった事例があった。

物価の高騰に伴う工事費の増加を、受発注者間で公平に負担するインフラスライドのような取組は、制度の背景にある社会情勢を踏まえ、スピード感を持った対応を徹底されたい。

あわせて、経験豊富な技術職員が減少する中、専門職以外の職員や、経験の少ない職員へのフォローやチェック体制の不足を原因とした指摘が、依然として一定の割合を占める結果となった。

このような事例に対しては、デジタル技術の活用も見据えつつ、適切なチェック体制による確認など、各局の内部統制による自律的な再発防止の取組が重要である。指摘を受け措置として行う研修やチェック体制は一時的なものにせず、継続した組織的な取組を強く求める。

各局には、本監査の結果を踏まえ、都民からの負託に応える強靱な都市づくりに向けて着実かつ効果的な取組を期待する。

(2) 大規模工事等監査

大規模工事等監査では、予定価格9億円以上、かつ、事業期間3年以上の工事のうち、10局、108件の工事を監査した。

その結果、事業計画等に基づき設計、施工等が適切に行われているか、事業計画等を着実に執行するための内外調整等が適正に行われているかについて確認したところ、監査を実施した限りにおいて、不適切な事例は認められなかった。

(別表1) 区分別指摘事項一覧

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
1	○	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの(バス停留所上屋建築工事)	都市整備局	18
2		築地地区に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの(河川護岸改修工事)	建設局	20
3		橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行うべきもの(港湾施設護岸補修工事)	港湾局	21
4	○	建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注すべきもの(給水所築造工事)	水道局	22
5	○	地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うべきもの(ポンプ棟建築工事)	下水道局	24

【積算(単価設定)】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
6		人孔材料の単価設定を適正に行うべきもの(陸上防潮堤建設工事)	港湾局	26
7		(杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について)杭工事の単価設定を適正に行うべきもの(職員宿舍改築工事)	東京消防庁	28
8		材料費の単価設定を適正に行うべきもの(トンネル内配管工事)	水道局	30

【積算(数量算出等)】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
9		経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの(防火水槽再生工事)	東京消防庁	31
10		仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの(ポンプ棟建築工事)	下水道局	32

【積算(諸経費等)】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
11		急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの(急傾斜地崩壊防止工事)	環境局	34
12		大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの(公園修景整備工事)	港湾局	36

【施工】

No.	重点	指摘事項(件名)	局名	頁
13	○	設備機器の耐震支持を是正するとともに固定用あと施工アソプカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの（空調設備改修工事）	保健医療局	37
14	○	鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの（林道整備工事）	産業労働局	39
15	○	建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの（管理事務所改築工事）	建設局	40
16	○	屋根工事における壁落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの（管理事務所改築工事）	建設局	42
17	○	工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督すべきもの（ふ頭工作物改修工事）	港湾局	43
18	○	業務実施状況写真の撮影について受注者を適切に指導・監督すべきもの（樹木剪定等委託）	教育庁	45

【その他】

No.	重点	指摘事項(件名)	局名	頁
19		汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの（建物管理委託）	産業労働局	46
7		（杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について）任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行うべきもの（職員宿舍改築工事）	東京消防庁	28
20		工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの（道路下の空洞対策工事）	交通局	47
21		工事請負契約におけるインフラクラウド条項の適用に係る手続を適切に行うべきもの（給水所築造工事）	水道局	48

（別表2）局別指摘事項一覧

局名	No.	重点	区分	指摘事項(件名)	頁					
都市整備局	1	○	設計	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの（バス停留所上屋建築工事）	18					
						環境局	11	積算（諸経費等）	急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの（急傾斜地崩壊防止工事）	34
保健医療局	13	○	施工	設備機器の耐震支持を是正するとともに固定用あと施工アソプカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの（空調設備改修工事）	37					
						産業労働局	14	○	施工	鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの（林道整備工事）
産業労働局	19		その他	汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの（建物管理委託）	46					
						建設局	2	設計	環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの（河川護岸改修工事）	20
建設局	15	○	施工	建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの（管理事務所改築工事）	40					
						建設局	16	施工	屋根工事における壁落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの（管理事務所改築工事）	42
港湾局	3		設計	橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行うべきもの（港務施設護岸補修工事）	21					
						積算（諸経費等）	6	積算（単価設定）	大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの（公園修景整備工事）	26
建設局	17		施工	工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督すべきもの（ふ頭工作物改修工事）	43					

局名	No.	重点	区分	指称事項件名	頁
東京消防庁	7		積算 (単価設定)	(杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について) 杭工事の単価設定を適正に行うべきもの (職員宿舍改築工事)	28
			その他	(杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について) 任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行うべきもの (職員宿舍改築工事)	
	9		積算 (数量算出等)	経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの (防火水槽再生工事)	31
交通局	20		その他	工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの (道路下の空洞対策工事)	47
水道局	4	○	設計	建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を通正に作成し工事を発注すべきもの (給水所築造工事)	22
			積算 (単価設定)	材料費の単価設定を通正に行うべきもの (トンネル内配管工事)	
	21		その他	工事請負契約におけるインフレクスライド条項の適用に係る手続を適切に行うべきもの (給水所築造工事)	48
下水道局	5	○	設計	地下躯体における鉄筋の設計を通正に行うべきもの (ポンプ棟建設工事)	24
			積算 (数量算出等)	仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの (ポンプ棟建設工事)	
教育庁	18	○	施工	業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの (樹木剪定等委託)	45

第3 監査の結果（区分別）

1 設計

(1) 停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの

【重点監査事項】(指摘事項)

都市整備局は、表1の契約により、新橋駅前にて東京 BRT (注) の停留施設の建築工事を行っている。本工事において、バス停サイン、ダクトサイン及び情報案内板等(以下「サイン等」という。)を設置している(図)。

そこで、本契約における設計図書を見ると、特記仕様書にはサイン等の詳細は設計図を参照するとされている。しかし、設計図にはサイン等の大まかな形や取付位置、別途指定製品取付などの記載はあるものの、別途指定とされた図書がなく、サイン等の形状、寸法、材質、印刷方法等の具体的な仕様(以下「仕様」という。)が明示されていなかった。

局によると、これらのサイン等の仕様は、本工事場所の対面に設置された同様の停留施設を基に、工事契約後、受注者へ指示する予定だったとのことである。

しかしながら、サイン等の仕様が設計図書に明示されていない場合、受発注者間で仕様の認識に齟齬が生じる可能性があり、工事目的物に求める品質が担保されない。また、入札時点においても、入札参加者が工事に係る費用を適切に見積もることができず、公正かつ公平な入札を阻害しかねないことから、あらかじめサイン等の仕様を設計図書に明示すべきであった。局は、停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示されたい。

(都市整備局)

(注) BRT

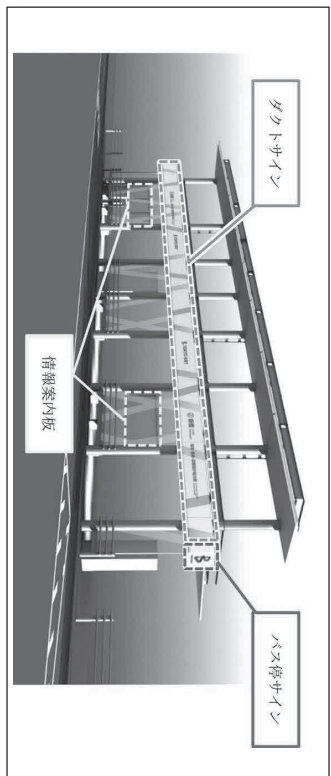
Bus Rapid Transit (バス高速輸送システム) の略。走行空間の整備、運賃バスの採用等により、定時性・速達性・輸送力を確保したバス交通システムのこと

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
令和5年度 停留施設上屋建築工事(その2)	令和5.10.23～令和6.6.14	236,196,400

(単位：円)

(図) 停留施設におけるサイン等の位置



(2) 環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの (指摘事項)

建設局は、洪水による水害を軽減するため、妙正寺川で河道の拡幅などの河川改修工事を進めており、表1の契約により中野区内の一部区間を施工している。

本工事は、河川両岸の通路部に連続して鋼管を打ち込み、新たな護岸とする計画であり、鋼管の施工のため、通路部の舗装の一部打換えや仮囲いの設置を行っている。

ところで、東京都建設リサイクルガイドラインや東京都環境物品等調達方針(公共工事)では、車道の舗装工事にアスファルト混合物を使用する場合は、原則として再生加熱アスファルト混合物(注)を使用することとしている。

そこで、本工事の舗装工について設計図書を見ると、通路部のうち車道として使用している左岸の舗装が再生加熱アスファルト混合物ではなく、新材のアスファルト混合物で設計されていた。

しかしながら、本工事で舗装を行う通路は、大型車の交通量が多く高い耐久性を要するなどの特別な事情もない。このような車道の舗装材料として、再生加熱アスファルト混合物の使用を検討していないことは、都の環境施策推進の点において適切でない。

局は、環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行われない。

(建設局)

(注) 再生加熱アスファルト混合物

道路工事等で発生するアスファルトコンクリート塊を破碎して製造する再生骨材を主材料としたアスファルト混合物

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
妙正寺川整備工事(その203) その2	令和4.11.16～令和6.11.22	890,817,400

(単位：円)

(3) 橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行うべきもの (指摘事項)

港湾局は、表1の契約により、鉄道橋や道路橋に近接した護岸の補修工事を行っている。

ところで、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年国土交通省告示第496号)では、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所で行う工事を施工する場合、あらかじめ鉄道経営者と協議して、工事中における鉄道の保全方法について、決定しなければならないとされている。

また、東京都工事施行規程(昭和46年東京都訓令第15号)では、工事の起工前に関係方面と工事の施行について調整することとなり、鉄道以外の高速道路や国道などの道路管理者についても、橋梁等構造物に近接した箇所における工事に当たっては、同様に事前の調整が必要である。

そこで、本契約の設計図を見ると、施工箇所の一部が、JR京葉線、東京メトロ有楽町線、東京臨海高速鉄道りんかい線、首都高速道路湾岸線及び国道357号と近接する場所であったにもかかわらず、局は設計段階でこれら施設の管理者と協議及び調整を行うことなく工事を発注していた。

工事契約後、一部の管理者から近接施工に関する協議を求められ、これに要する時間及び安全対策の検討に要する時間が必要となった結果、約3か月間の工事の一部一時中止が発生していた。

このことについて局は、本工事は既設護岸の維持補修工事であり、工事の内容から設計時における協議及び調整は必要ないと考えていたとのことである。

しかしながら、近接施工に関する協議の要否は、各施設の管理者が判断することであるため、工事発注前にその要否を管理者に確認し、近接施工をする上で管理者が求める施工条件を把握すべきであった。

このように管理者と設計時に協議及び調整を行っていれば、必要な対応や調整期間を見込んだ発注とすることや、施工業者決定後の確認事項を減らすことなどにより、中止の回避又は中止期間の短縮が可能であったものと認められる。

局は、橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行われない。

(港湾局)

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
令和5年度夢の島緑道公園東側護岸外2か所補修工事	令和5.9.12～令和6.3.15	227,031,750

(単位：円)

(4) 建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注すべきもの

【重点監査事項】(指前事項)

水道局は、和田堀給水所における老朽化した施設を更新し耐震性能の強化を図るため、表1の契約により、配水池や配水ポンプ所及び管廊など、鉄筋コンクリート建造物の築造工事を行っている。

このうち、配水池は柱を建て覆蓋を設け、その上を世田谷区がスポーツ施設として利用する予定である。

局は、計画している配水池が高さ8mを超えることから、建築基準法(昭和25年法律第201号)における工作物として、構造図を含めた申請図等(以下「申請図」という。)により平成29年度に所管行政庁へ通知し、審査を経て確認済証(注1)を取得している。

そこで、本契約の工事関係書類を確認したところ、次の点が認められた。

- ① 令和5年度の所管行政庁による配水ポンプ所の検査立会の際に、配水池について申請図に記載された柱脚部(注2)におけるフーズ筋(注3)の一部の相違を指摘されていた(図)。
- ② ①を受けて、構造等の再確認や対応の検討に時間を要するとし、工事一時中止を行っていた。

③ 指摘への対応について、所管行政庁と協議を行い、申請図に合わせて配筋を修正することとし、柱脚部136か所のうち24か所は、既にコンクリートを打設していたため、コンクリートの一部撤去と配筋の修正を実施し、費用を増額変更していた。

これらは、申請図には記載していた柱脚部のフーズ筋の一部を、発注段階の設計図書(以下「発注図」という。)に適正に記載していなかったことが原因である。

このことについて局は、当初、所管行政庁から、主に意匠に関する内容を審査するため、工作物として申請するよう求められ、また、配水池については土木建造物として施工管理することも確認していた。そのため局は、申請時に添付した構造図は参考であると認識しており、確認済証取得後に土木建造物として配筋を見直し、申請図と同等の構造上の安全性を確保して発注図を作成したとのことである。

しかしながら、工作物申請は法令に基づく手続であり、構造も審査の対象であることから、確認済証を取得した後に、申請時の構造図の内容から変更して発注図を作成し、工事を起工したことは適正でない。

申請図と適合した発注図により工事を起工していれば、再施工に係る費用約7,717万円及び今後定まる中止に係る経費等が不要であったため、当該費用は不経費支出に該当する。

局は、建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注されたい。

(水道局)

(注1) 確認済証

工事に着手する前に、所管行政庁による審査を経て、その計画が建築基準関係規定に適合することが認められたときに交付されるもの

(注2) 柱脚部

柱の脚部(下端部)をいう。柱脚部は、基礎・土台と柱を接合する箇所で、地震などで工作物に発生した慣性力を基礎・土台などに伝達する重要な役割を担う。

(注3) フーズ筋

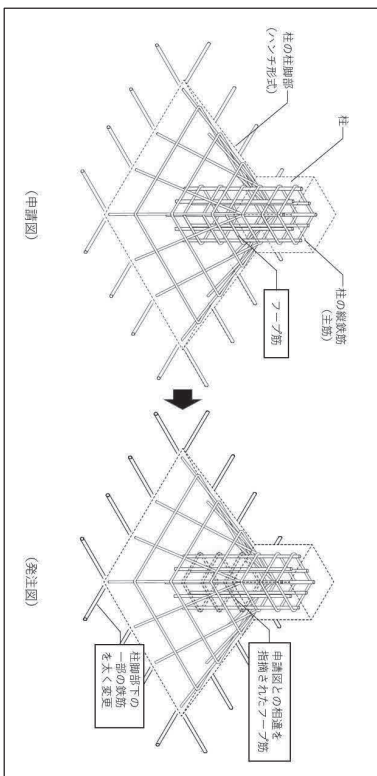
鉄筋コンクリートの柱の縦鉄筋をロの字に囲むように一定間隔で配置する鉄筋のこと

(表1) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	工期	契約金額
和田堀給水所2号配水池及び第二配水ポンプ所並びに管廊築造工事	令和2.2.13～令和7.10.23	18,426,518,000

(図) 柱脚部におけるフーズ筋のイメージ図



(5) 地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うべきもの 【重点監査事項】(指摘事項)

下水道局は、浸水対策のため新たに勝どきポンプ所を整備しており、表1の契約により、雨水ポンプ棟の建設工事を行っている。

本工事は、雨水ポンプ棟の地下躯体(以下「躯体」という。)を地上で構築し、ニューベックケーソン工法(注)により沈下させるものである。

局によれば、本工事では、躯体の壁、柱及び梁を築造し、施工に支障となる階段及び床は、所定の深さまで躯体の設置が完了した後に、別途工事で築造することとしている。

また、本工事では、階段や床の鉄筋の端部を梁や壁内にあらかじめ配置しておき、別途工事で階段や床を築造する際に設置する鉄筋と接続することである(図)。

そこで、設計図書を見ると、あらかじめ梁や壁内に配置すべき階段の鉄筋が、設計及び積算に含まれていないことが確認された。このまま施工した場合、別途工事で階段を築造する際に、梁や壁の一部についてコンクリートの取壊し等が必要となる。

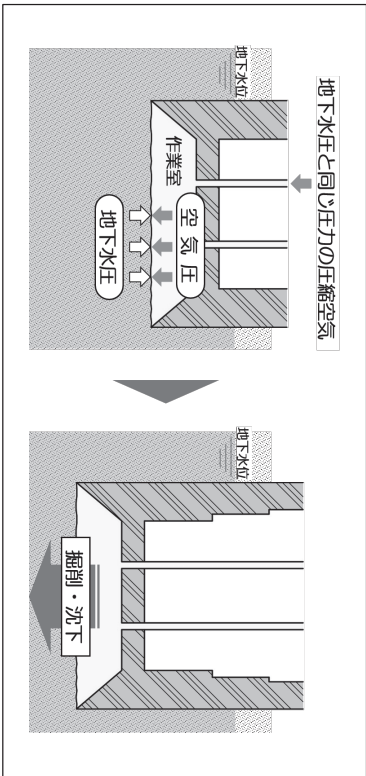
なお、監査事務局の指摘に基づき、階段の鉄筋については設計変更にて追加し、施工する予定である。

局は、地下躯体における鉄筋の設計を適正に行われたい。

(下水道局)

(注) ニューベックケーソン工法

鉄筋コンクリート製の躯体の下部に掘削を行う作業室を設け、作業室に地下水圧に見合う圧縮空気を送ることで地下水を排除しながら、掘削・沈下を行い所定の位置に構造物を設置する工法

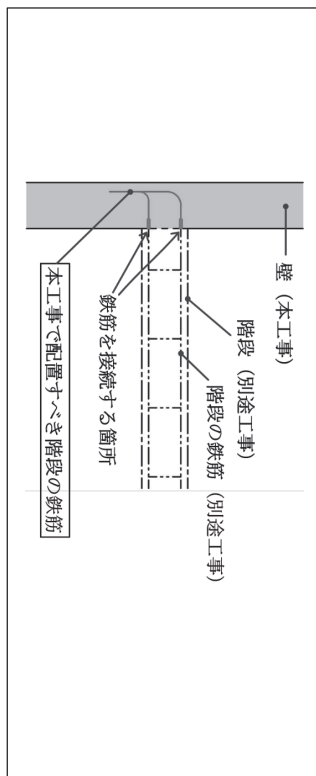


(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
勝どきポンプ所ポンプ棟建設その2工事	令和5.12.25～令和8.3.12	11,330,000,000

(図) 壁及び階段の断面イメージ



2 積算

(6) 人孔材料の単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)

港務局は、表1の契約により、地震・津波・高潮対策を目的として、防潮堤の整備を行っている。

ところで、見積算基準では、材料単価は、局が定める港務工事設計単価表（以下「局単価」という。）によるものとし、局単価に定めのない場合は、建設局単価、物価資料（注1）、局特別調査（注2）、見積りの順で決定するものと定めている。

そこで、本契約の設計書で材料単価について見ると、局単価に設定がない人孔（注3）の材料単価を、建設局単価や物価資料を確認することなく、見積りを徴取して、より割高な単価を設定していた。

このため、表2のとおり、予定価格の積算において約121万円が過大なものとなっている。局は、人孔材料の単価設定を適正に行われたい。

(港務局)

(注1) 物価資料

積算資料（一般財団法人経済調査会）及び建設物価（一般財団法人建設物価調査会）のこと

(注2) 局特別調査

土木工事において、当該工事の取引数量を考慮し、1工事における調達価格（材料単価×使用数量）が300万円以上となる資材（材料費）の場合、調査機関に委託し取引価格の調査を行うもの

(注3) 人孔

地下にある上下水道等ライフラインを維持管理するための人の出入口

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
令和3年度勝どき五丁目陸上防潮堤建設工事	令和3.11.22～令和6.7.19	918,026,670

(単位：円)

(表2) 指摘金額の内訳

項目	区分	設計(円)	指摘(正)	差額(円) - (正)
人孔材料(11品目)		2,071,500	1,358,680	712,820
諸経費等の差額(消費税等を含む。)				498,280
合計				1,211,100

(約121万円)

(単位：円)

(7) 杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について (指摘事項)

東京消防庁は、表1の契約により、宿舍等の新築工事を行っている。
本契約を確認したところ、次の点が認められた。

(表1) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	工期	契約金額
東京消防庁砂町単身待機宿舍等 (3) 改築工事	令和3.10.11～令和5.3.3	527,512,480

ア 杭工事の単価設定を適正に行うべきもの

見積算基準 (建築工事編) では、見積りにより単価を設定する場合は、3社以上の有効な見積りを参考にするのが原則とされている。

そこで、本契約における場所打ちコンクリート杭工事の単価設定について見ると、次の不適正な点が認められた。

- ① 3社以上から見積りを徴収すべきところ、1社からしか徴収していない。
- ② 施工費や鋼材費などの単価設定において、見積単価と異なる数値を誤って内訳書に入力しており、表2のとおり、予定価格の積算において、約1,654万円が過少なものとなっている。

庁は、杭工事の単価設定を適正に行われたい。

(東京消防庁)

(表2) 指摘金額の内訳

(単位：円)

項目	区分	設計(概)	指摘(正)	差額(概) - (正)
場所打ちコンクリート杭工事		57,937,050	70,394,907	△ 12,457,857
諸経費等の差額 (消費税等を含む)				△ 4,086,143
合計				△ 16,544,000

(約1,654万円)

イ 任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行うべきもの

契約約款第1条には、工事的物を完成するために必要な仮設、施工方法等について、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者はその責任において定めるとされている。

また、東京都工事請負契約設計変更ガイドライン (建築工事編) では、任意仮設 (注1) は、受注者とその責任において定めるものであり、設計図書に明示された条件が現地条件と異なることが判明した場合を除き、原則として設計変更の対象としないとされている。

そこで、本契約について見ると、庁は、受注者からの協議に応じて、設計図書を参考図として示された任意仮設である乗入れ構台 (注2) を使用しない施工方法に設計変更していた。

しかしながら、設計図書に明示された土質柱状図 (注3) などの現地条件には何ら変更はなく、乗入れ構台の不使用を設計変更の対象とすべきでなかった。

庁は、任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行われたい。

(東京消防庁)

(注1) 任意仮設

受注者が、明示された条件に基づき、自主的に仮設の構造等を選択し、安全性の確認等、必要な検討を行い施工する仮設のこと。応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法を参考図として示すことがある。

(注2) 乗入れ構台

地下部分などの工事に使用する材料や土砂を搬入・搬出する車両がアクセスできるように設けられた作業台のこと

(注3) 土質柱状図

深度方向の土の種類や強さを図で表現したもの

(8) 材料費の単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)

水道局は、震災対策等のため、朝霞浄水場から上井草給水所間を結ぶ既設送水管のバックアップ機能として、新たな送水管の整備を行っており、その一部の区間について、表1の契約により工事を行っている。

ところで、局配水管工事積算基準（開削編）では、見積りによる材料単価の端数整理は、有効数字を上位3桁とし、その次の位以下を切り捨てることとしている。

そこで、本契約の見積りによる材料費の単価設定について見ると、鑄鉄管26品目について有効数字3桁の次の位を四捨五入した結果、20品目は切上げとなっていた。また、鑄鉄管接合セット2品目は有効数字2桁とし、3桁目以下を切り捨てていた。そのため、1品目は、有効数字3桁目があるにもかかわらず、これが切り捨てられていた。

このため、表2のとおり、予定価格の積算において、鑄鉄管材料費が約925万円過大、鑄鉄管接合セット材料費が約1,019万円過少なものとなっている。

(水道局)

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
練馬区大泉学園町四丁目地内から同区石神井合ー丁目地内間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事	令和3.10.12～令和6.4.1	5,494,481,000

(単位：円)

(表2) 指摘金額の内訳

項目	区分	設計(誤)	指摘(正)	差額	
				(誤) - (正)	
鑄鉄管材料費(20品目)		1,196,060,000	1,190,700,000	5,360,000	
諸経費等の差額(消費税等を含む。)				3,891,000	
計①				9,251,000	
鑄鉄管接合セット材料費(1品目)		210,240,000	216,153,000	△	5,913,000
諸経費等の差額(消費税等を含む。)				△	4,284,000
計②				△	10,197,000

(①約925万円、②約1,019万円)

(単位：円)

(9) 経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

東京消防庁は、表1の契約により、戦前に整備した防火水槽を改修するため、経年防火水槽再生工事を行っている。対象の防火水槽10基のうち、水槽A及び水槽Bの2基については、2層振りの炭素繊維シート(注1)による補強を行っている。

そこで、炭素繊維シート工の積算について見ると、水槽Aは、施工量を76㎡とすべきところを153㎡、水槽Bは、74㎡とすべきところを148㎡と2倍の数量としていた。

このため、表2のとおり、予定価格の積算において、約1,054万円が過大なものとなっている。(注2)

庁は、経年防火水槽再生工事における積算を適正に行われたい。

(東京消防庁)

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
5 経年防火水槽再生工事その1	令和5.8.10～令和6.3.22	77,009,900

(単位：円)

(注1) 炭素繊維シート
炭素を含む原料で作られた合成繊維をシート状にした材料で、鉄と比較して引張強度が高く、軽量であることから、施工性に優れ、コンクリート構造物等の補修・補強に用いられる。

(注2) 監査事務局の指摘に基づき、令和6年3月に設計変更済みである。

(表2) 指摘金額の内訳

項目	区分	設計(誤)	指摘(正)	差額	
				(誤) - (正)	
水槽A		8,347,207	5,472,155	2,875,052	
水槽B		8,022,326	5,244,736	2,777,590	
諸経費等の差額(消費税等を含む。)				4,887,588	
合計				10,540,200	

(約1,054万円)

(単位：円)

(10) 仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの (指橋事項)

下水道局は、浸水対策のため江東ポンプ所内に新たに江東系ポンプ棟を整備しており、長期にわたることから複数の工事に分割し、そのうち三期目の工事として、表1の契約により、ポンプ棟の地下部分の建設工事を行っている。

本工事は、ニューマチックケーソン工法 (p24 参照) で躯体の構築を行っている。この施工に必要な仮設電力設備は、高圧受電設備 (注1) や高圧電動機設備 (注2) など構成され、二期工事で設置した設備を引き継ぎ、本工事完了後も四期以降の工事で設備を引き継ぎ使用する計画となっており、据付から撤去まで供用する期間が10年以上となる予定である。

ところで、高積算基準 (土木共通編) では、仮設電力設備に係る費用を積上げ積算で行う場合、設備費のうち、電線や端子 (注3) などは材料費に損料率 (注4) を乗じて算出し、電線管は再使用ができないため材料費に乗じる損料率を100%として算出するなど、機材に応じて積算方法を定めている。また、損料率は、3か月未満から3年未満までの供用期間に応じて数値が定められているが、3年以上となる場合については定められていない。

そこで、本工事の仮設電力設備の積算について見ると、次の不適切な点が確認された。

- ① 電線や端子などの積算において、全供用期間が10年以上であるにもかかわらず、本工事の工期である2年未満の損料率を設定していた。局は、局積算基準に供用期間が3年以上の場合の損料率が定められていないのであれば、今回の全供用期間である10年以上となる場合の損料率を自ら設定し、その損料率を全供用期間に対する本工事の供用期間の比率である分するなどにより、費用を算出すべきであった。
 - ② 本工事の契約前に仮設電力設備は、既に設置済みであり、本工事で新たな設置はないにもかかわらず、電線管などの材料費を計上していた。電線管などの材料費は設置工事時に発生する費用であることから、局は、本工事において計上すべきでなかった。
 - ③ 高圧電動機設備は、二期工事前から引き続き使用するにもかかわらず、損料等が未計上となっていた。
- 以上により、予定価格の積算において①、②が過大、③が過少なものとなっている (注5)。局は、仮設電力設備の積算を適切に行われたい。

(下水道局)

(注1) 高圧受電設備

電力会社から高圧で受電した電気を低圧に変換し、工所用機械等に電気を供給する設備

(注2) 高圧電動機設備

高圧工所用機器への電気回路を開閉する設備

(注3) 端子

電気を絶縁して電線を支柱などに固定する、陶磁器又は合成樹脂製の器具

(注4) 損料率

供用期間中に仮設設備が損耗する割合

(注5) 局において、工事発注時点における適正な損料率を設定できないことから、指橋金額は算出していない。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
江東ポンプ所江東系ポンプ棟建設その3工事	令和6.1.19～令和7.11.20	11,414,700,000

(11) 急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

環境局は、表1の契約により、町田市の区部小野路歴史環境保全地域(注1)において、アンカー工(注2)による急傾斜地崩壊防止工事を行っている。
 ところで、見積算基準(共通編)では、アンカー工の品質管理試験の費用は、諸経費(注3)のうち共通仮設費(注4)の率計算分に含まれるとしている。
 しかしながら、本契約の共通仮設費について見ると、アンカー工の適性試験(注5)の費用について、局は、特殊な試験として、一般的な共通仮設費とは別に計上する必要があると判断し、率計算分に含まれているにもかかわらず、別途積上げで計上していた。
 このため、表2のとおり、予定価格の積算において、約112万円が過大なものとなっている。
 局は、急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行われたい。

(環境局)

(注1) 歴史環境保全地域

東京における自然の保護と回復に関する条例(昭和47年東京都条例第108号)に基づき、歴史的遺産と併せて良好な自然を保護することが必要であると知事が定める区域

(注2) アンカー工

斜面等の地中に鋼材を固定し、その引張力で斜面を安定させる工法

(注3) 諸経費

工事費のうち、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のこと

(注4) 共通仮設費

土木工事では、工事目的物の施工に間接的に係る費用。パナケードなどの設置費用、現場事務所に要する費用、品質管理に要する費用などがある。品質管理に要する費用のうち、共通仮設費の積上げ分としてはボーリング調査などがあり、それ以外は率計算分に含まれる。

(注5) アンカー工の適性試験

アンカー工の品質管理試験の一つであり、アンカーの施工後に所定の引張力を加えて、性能を満足しているか確認するための試験

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
区部小野路歴史環境保全地域急傾斜地崩壊防止工事	令和5.8.29～令和6.3.28	152,097,000

(単位：円)

(表2) 指摘金額の内訳

区分	項目	設計(概)	指摘(正)	差額(概)-(正)
	共通仮設費	8,384,427	7,643,637	740,790
	共通仮設費を除く諸経費等の差額(消費税等を含む)			387,810
合計				1,128,600

(約112万円)

(12) 大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

港務局は、表1の契約により、大井ふ頭中央海浜公園において、修景及び遊具の整備等を行っている。
ところで、見積算基準（共通編1）では、大型遊具（注1）の製品価格は、工場製作される橋桁等と同様に、諸経費（注2）のうち、共通仮設費（注3）の積算の対象に含めないで積算するものとされている。
そこで、本契約の設計図書について見ると、施工現場の状況に合わせて設計・製作する大型遊具であるにもかかわらず、その製品価格を共通仮設費の率計算の対象に含めて積算していた。このため、表2のとおり、予定価格の積算において、約128万円が過大なものとなっている。
局は、大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行われたい。

(港務局)

(注1) 大型遊具

施工現場の状況に合わせて工場製作される遊具で、実施設計で設計コンサルタント等に設計させたオリジナル製品及びカタログ製品を複数直接組み合わせたもの

(注2) 諸経費

工事費のうち、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のこと

(注3) 共通仮設費

土木工事では、工事的物の施工に間接的に係る費用。パレットなどの設置費用、現場事務所に必要な費用、品質管理に必要な費用などがある。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
令和5年度大井ふ頭中央海浜公園修景整備工事	令和5.10.11～令和6.10.31	301,634,113

(表2) 指摘金額の内訳

(単位：円)

区分	設計(歳)	指摘(正)	差額 — (正)
共通仮設費	23,943,041	23,164,634	778,407
共通仮設費を除く諸経費等の差額(消費税等を含む。)			504,193
合計			1,282,600

(約128万円)

3 施工

(13) 設備機器の耐震支持を是正するとともに固定床と施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

保健医療局は、表1の契約により、都立荏原病院の冷房に用いる熱源設備（注1）の改修工事を行っている。

ところで、本契約において受注者は、設備機器の耐震計算に建築設備耐震設計・施工指針2014年版（注2）を適用している。同指針によると設備機器の耐震支持は、鉄筋コンクリートの基礎・床・壁など建築構造体にアンカーボルトで固定することを前提としており、無筋コンクリートにアンカーボルトで固定することは避けることとしている。

そこで、機械室内の床に新たに設置した動力制御盤の耐震支持について、現地を確認したところ、床から10cmかさ上げされたコンクリート部（以下「かさ上げコンクリート」という。）に、あと施工アンカーを設置していた(図)。このかさ上げコンクリートについて、局に現地調査を依頼したところ、その構造に鉄筋が入っておらず、結果として、あと施工アンカーが、無筋コンクリートに設置されていた。このような設置状況では、地震時に動力制御盤が転倒し、病院の冷房に支障を来すおそれがあることから、補強が必要である。

これは、受注者が、施工に先立ち建設当初の図面を確認していたものの、十分な現地調査を実施しておらず、同図面には記載がなかった鉄筋の入っていないかさ上げコンクリートの存在を認識しないまま工事を進めたためであり、局は、設備改修工事において、新たに設備機器を設置する場合には、あと施工アンカーを設置する床の鉄筋の有無について、施工前に十分な現地調査を行うよう受注者に指示する必要があった。

局は、設置した設備機器が地震時に転倒しないよう耐震支持を是正するとともに、固定床あと施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督されたい。

(保健医療局)

(注1) 熱源設備

冷房の熱源となる冷水を作るための設備機器

(注2) 建築設備耐震設計・施工指針2014年版

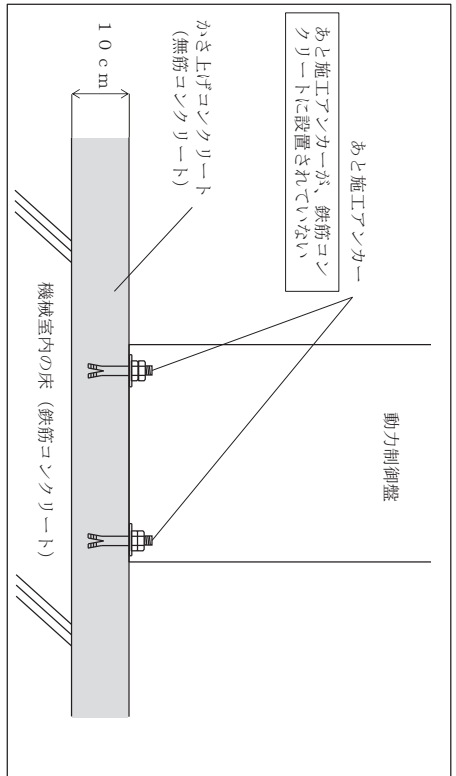
一般財団法人日本建築センターが刊行し、独立行政法人建築研究所（現国立研究開発法人建築研究所）が監修した建築設備の耐震支持方法の設計に必要な地震力の考え方や、アンカーボルト及び設備基礎の選定方法などを取りまとめた指針

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
荏原病院(4) 熱源設備改修工事	令和4.7.16～令和5.6.16	344,399,000

(図) 機械室内の動力制御盤掛付状況図



(14) 鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの

【重点監査事項】(指図書事項)

産業労働局は、表1の契約により、あきる野市養沢において、西沢入林道の整備を行っている。

ところで、東京都土木工事標準仕様書によると、鉄筋コンクリートにおける鉄筋組立てにおいて、鉄筋のかぶり(注1)を保つよう、構造物の底面については1㎡当たり4個以上のスベーパー(注2)を設置することとされている。また、本契約で適用している工事記録写真撮影基準(建設局)によると、鉄筋組立て完了後のスベーパー配置が撮影項目とされている。

そこで、本契約の鉄筋コンクリート基礎工の工事記録写真を見ると、スベーパー配置の確認を目的とした工事記録写真が撮影されていなかった。また、鉄筋の組立状況の撮影を目的とした工事記録写真でスベーパー配置を確認すると、スベーパーの設置数量が明らかに不足していた。

このように、スベーパーの数量が不足した場合、鉄筋のかぶりが担保されず、長期的には構造物の劣化が早まるおそれがあり、適切でない。

局は、鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。

(産業労働局)

(注1) 鉄筋のかぶり

コンクリート表面から最も外側に位置した鉄筋までの最短距離。鉄筋のかぶりは、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させ、水、空気、塩分等による鉄筋の腐食を防止するため重要である。

(注2) スベーパー

鉄筋コンクリート工事において、鉄筋位置の確保、支持及び鉄筋のかぶりを確保するために使用する材料のこと

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
西沢入林道開設工事	令和5.1.6~令和5.7.31	52,875,045

(15) 建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの 【重点監査事項】(指図書事項)

建設局は、表1の契約により、八王子圏圏の管理所老朽化に伴い改築工事を行っている。新たに建築する鉄骨造平屋建ての管理所の基礎部は、鉄筋コンクリートで施工されており、基礎内に配置される主筋の継手をガス圧接継手(注1)としている。

ところで、本契約の設計図書では、ガス圧接完了後の圧接継手部の品質管理は、初めに、全数試験として外観試験(注2)を実施し、その後、抜取試験として超音波探傷試験(注3)と引張試験(注4)を実施することとしている。

また、東京都建築工事標準仕様書(令和2年4月版。以下「標準仕様書」という。)では、受注者は、原則としてこれらの試験を、資料を提出して監督員の確認を受けた試験機関等(注5)で実施するが、例外的に外観試験については、試験機関等によらず、測定器具を用いて工事監理者又は工事施工者に行わせることができることとされている(注6)。

そこで、本契約の工事関係書類を確認したところ、次の点が認められた。

① 外観試験について、受注者が提出した施工計画書によれば、試験機関等にて実施するとしていたが、試験機関等では実施していなかった。

なお、圧接工事施工者が実施した記録はあるものの、測定器具を用いたことが、工事記録写真等で客観的に確認できなかった。

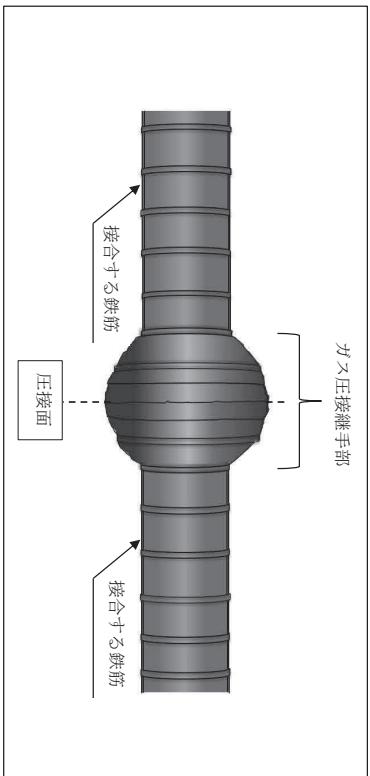
② 抜取試験について、設計図書では、圧接継手部200か所当たり30か所の割合で超音波探傷試験を実施し、当該試験の精度を確認するため、そのうち3か所で引張試験を実施することとされていた。

しかし、施工段階で受注者は、超音波探傷試験を全く実施せず、引張試験のみを圧接継手部192か所に対して5か所、試験機関等で実施し、その試験には合格していた(注7)。

③ 受注者は、選定した試験機関等について、監督員に必要な資料を提出していなかった。これらの試験は、ガス圧接継手部の品質を確保する上で重要なものであるため、局は、受注者に対して、設計図書で求める品質管理試験が施工計画書に適切に反映されているかを確認するとともに、それを確実に実施し記録を残すよう指導・監督すべきであった。

(建設局)

(注1) ガス圧接継手
接合する鉄筋を突き合わせ、軸方向に圧縮力を加えながら加熱することにより、ふくらみを形成し一体化する継手



(注2) 外観試験

圧接継手部のふくらみの直径、長さ及び折れ曲がり等を、目視や測定器具により確認する試験

(注3) 超音波探傷試験

圧接継手部に超音波をあて、内部欠陥を確認する非破壊試験

(注4) 引張試験

圧接継手部を含んだ試験片を切り取り、軸力方向に引っ張ることで圧接継手部の引張強度を確認する破壊試験。試験片切り取り部には、鉄筋を新たに設置しガス圧接する。

(注5) 試験機関等

「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱(昭和61年6月18日制定)」に基づき、鉄筋継手検査機関や試験機関、なお、外観試験及び超音波探傷試験は鉄筋継手検査機関で、引張試験は試験機関で実施することとされている。

(注6) 本工事では標準仕様書(令和2年4月版)を適用しているが、令和5年4月に同仕様書が改定され、それ以降に起工した工事は、外観試験も鉄筋継手検査機関に限られている。

(注7) 抜取試験として引張試験のみを実施する場合、標準仕様書では、5か所の引張試験を実施することとしており、その規定に適合している。

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
八王子圏圏管理所改築工事 第1期工事	令和4.2.2～令和5.5.2	285,407,100

(単位：円)

(16) 屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの

(指摘事項)

建設局は、表1の契約により、八王子霊園の管理所を朽化に伴い改築工事を行っており、最高部の高さが約6mの切妻屋根で鉄骨造平屋建ての休憩所部分を建築している。

ところで、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）では、受注者は、高さが2m以上の作業床の端等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所で、囲い、手すり等を設けることが困難なときは、親綱などの設備を設けた上で、作業員に要求性能墜落制止用器具（注。以下「安全帯」という。）をその設備に取り付けさせ、墜落防止の措置を講じなければならぬとされている。

そこで、本契約における施工計画書を確認したところ、受注者は、屋根工事における墜落の防止対策として、高さが2m以上で作業する場合は、安全帯を使用する際にフックを掛けるための親綱などの取付設備を設置するとしていた。

しかしながら、工事記録写真を見ると、屋根施工時において安全帯を使用する際に必要な親綱などが設置されていなかった。
仮に作業員が屋根施工時に足を滑らせた場合、墜落事故につながるおそれがあったため、受注者は施工計画書に記載のとおり安全措置を講じる必要があった。
局は、屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督されたい。

(建設局)

(注) 要求性能墜落制止用器具

墜落時に作業員に加わる衝撃荷重を低減させるとともに、身体を支持する機能を有した器具で、フルハーネス型と胴ベルト型がある。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
八王子霊園管理所改築工事 第2期工事(その2)	令和5.3.29～令和6.2.29	180,414,300

(17) 工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督すべきもの

(指摘事項)

建設局は、表1の契約により、ボーンディングブリッジ（注1）、アンローダ（注2）等工作物の改修工事を行っている。

ところで、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）では、建築物及び工作物の解体又は改修工事の受注者は、あらかじめ、作業に係る部分において石綿含有建材（注3）の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）を行わなければならないと定められている。この事前調査は、調査結果に基づき石綿の飛散防止対策、廃棄物の分別等を適正に行い、石綿の飛散による大気汚染及び作業員の健康障害を防止するために重要なものである。

そこで、本契約の工事関係書類について見ると、受注者が、事前調査を行っていないことが認められた。また、局は、局監督基準に則り関係法令に基づいて適正に工事が施工されるように受注者を指導・監督する必要があるが、事前調査の実施について指導していなかった。

このことから、施工範囲の石綿含有建材の使用状況について局に確認を依頼したところ、石綿が含有している可能性がある建材として、項番1では、ビニルカーペット、接着剤及びコーキング材（注4）、項番2では、パッキン（注5）があったことが判明したが、石綿含有建材か否か確認ができなかった。したがって、本工事では、石綿含有建材の使用の有無が明確でない状態で改修工事が施工されていたことが認められた。（注6）

石綿含有建材であった場合、通常の使用状態において石綿が飛散することは少ないが、改修工事において石綿の飛散防止対策、廃棄物の分別等を適正に行わずに切断や破砕作業を行えば、石綿が飛散するおそれがある。

局は、工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督されたい。

(港湾局)

(注1) ボーンディングブリッジ

ターミナルから各船に乗客を乗降させるための設備

(注2) アンローダ

船から石炭等を陸揚げするための設備

(注3) 石綿含有建材

肺がん、中皮腫等の原因となる繊維状の天然鉱物である石綿が使用された建築材料

(注4) コーキング材

構造物の隙間部分に充填して防水性や気密性を保つための材料

(注5) パッキン

配管の間に挟んで液体や気体が漏れないようにするための材料

(注6) 監査後、受託者は、工事範囲外の同種の建材について、分析機関による調査を実施し、右欄が含有していないことを確認した。

(表1) 契約の概要

項番	契約件名	工期	契約金額
1	令和4年度竹芝ふ頭ボーディングブリック 工(1・2号機)改修工事	令和5.1.16～令和5.12.28	88,000,000
2	令和4年度中防ばら物ふ頭ブローダ(1・ 2号機)ほか改修工事	令和5.2.22～令和6.2.29	689,553,700

(単位：円)

(18) 業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの

【重点監査事項】(指摘事項)

教育庁は、表1の契約により、学校敷地内の樹木剪定、除草及び草刈を行っている。ところで、本契約の仕様書を見ると、委託者が履行状況を確認するため、受託者は作業ごとに業務実施日、履行場所、件名、作業項目等を記載した黒板等を添えて業務実施状況の写真撮影し、業務完了後各学校に提出することとしている。

そこで、本契約の業務実施状況写真(以下「記録写真」という。)について見ると、写真中の黒板に書かれている学校名及び日付は異なるが、撮影している場所が同一の写真など、業務の確実な履行を確認する資料として、不適切な写真が含まれていることが確認された。

しかしながら、各学校で行われる完了検査において、当該学校では記録写真の一部に、写真の背景が検査対象の学校内でないなど、不適切な写真が含まれていることを見落とし、検査を合格としていた。

また、契約部署は、各学校から提出された検査調書、記録写真等の資料を受領しており、これらの資料から不適切な履行が確認可能であったにもかかわらず、確認が不足し、記録写真の不適切な取扱いを認識できず、受託者への指導や注意を行っていなかった。

庁は、受託者から提出された記録写真等の資料を十分に確認の上、受領することを徹底するとともに、業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督されたい。

(教育庁)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
都立日比谷高等学校外15校 樹木剪定及び 除草・草刈委託	令和5.6.20～令和5.9.30	5,478,000

(単位：円)

4 その他

(19) 汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの (指簡事項)

産業労働局は、表1の契約により、神田庁舎における設備管理業務や清掃業務等を委託している。
 ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないが、また、その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬は収集運搬業者に、処分は処分業者に、それぞれ委託しなければならないと定めている。
 そこで、本契約の汚水槽清掃で発生した一般廃棄物（し尿を含む汚泥）の処理について見ると、局が別に一般廃棄物処理委託契約を締結すべきところ、その委託契約を締結していないことが認められた。
 汚泥は、本契約の受託者が収集運搬業者及び処分業者にそれぞれ委託して処理されたものの、局が一般廃棄物処理委託契約を締結していないことは適正でない。
 局は、汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行われない。

(産業労働局)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
東京都産業労働局神田庁舎建物管理委託	令和4.4.1～令和5.3.31	16,280,000

(単位：円)

(20) 工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの (指簡事項)

交通局は、表1の契約により、三田線春日駅付近において、都道白山通りの空洞対策工事をしている。
 ところで、道路占用工事要綱（昭和54年4月2日東京都告示第426号）では、占用者は、道路管理者の指示する復旧方法で仮舗装し、舗装体の復旧工事を施工するまでの間は、その維持修繕に努めるものとされている。
 また、局土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）では、発注者が工事を一時中止させた場合において、受発注者間で現場の管理体制や緊急時の対応等について認識が相違が生じないように、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得るものとされている。その基本計画書の記載内容等については、局工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編。以下「ガイドライン」という。）によるものとされている。
 そこで、本契約の工事関係書類について見ると、施工箇所において管理者不明のコンクリート構造物が確認されたことから、現場は仮舗装の状態で令和5年3月10日から工事全部中止されていた。その後、監査日（令和6年1月15日）現在まで約10か月間にわたり工事全部中止が継続されているにもかかわらず、基本計画書が提出されていなかった。また、その他の工事関係書類についても、ガイドラインで基本計画書に記載すべき内容として、工事現場の維持・管理に関する基本的事項、工事再開に向けた方策、工事現場の管理責任が受注者に属することなどが、標準仕様書で定める有効な書面（注）として取り交わされていなかった。本契約では一部しゅん功の手続等は行われておらず、工事現場は局に引渡されずにいたため、工事現場の管理責任は受注者であった。局は、引渡し前の工事現場を中止するに当たっては、ガイドラインに合った基本計画書を受注者に提出するよう指導・監督する必要があった。局は、工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行われない。

(交通局)

(注) 有効な書面

発行年月日を記載し、署名又は押印した書面

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
三田線春日駅付近空洞対策工事	令和4.12.19～令和6.2.29	17,061,000

(単位：円)

(21) 工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行うべきもの

(指節事項)

水道局は、表1の契約により、配水池や配水ポンプ所及び管渠築造などの工事を行っている。ところで、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）では、市場実態等を的確に反映して適正に予定価格を設定することが発注者の責務とされている。

これを踏まえ、都が発注する工事においても、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）により標準契約書として定められた工事請負契約書第24条第6項のインフレスライド（注）条項を適用することを、『令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価』による公共工事の予定価格の設定及び契約金額の変更について（通知）（令和3年2月22日付財務局経理部長通知）により各局宛てに通知している。

局も、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項（インフレスライド条項）の運用について（暫定版）」（令和3年2月26日水道局）を公表し、インフレスライドを行い契約金額を変更した場合には、受注者に対し下請企業との間で締結している下請契約の金額見直し等を行うよう求めている。

そこで、本契約について見ると、監査日（令和6年6月4日）現在、受注者から令和3年4月以降計4回にわたり、インフレスライド条項による契約金額の変更請求があった。これを受け、局は、受注者の意見も聴きながら各スライド基準日とスライド額の協議開始予定日（全ての請求に対して工事完成日の1か月前の日）を決定しているが、スライド額の算定や契約変更をしていなかった。

このことについて局は、受注者の意向も踏まえた上で、工期末に最終数量が確定した段階で、各スライド基準日に遡り、残工事を算出し、スライド額を算定して契約変更することとしている。また、下請契約金額については、インフレスライド条項に基づく契約変更を待つことなく適時適切に見直ししていることを受注者に確認している。

しかしながら、インフレスライド条項に基づく契約変更は、通知文や制度の趣旨からも、発注者が適正な金額で受注者に工事を請け負わせ、受注者が下請契約金額を適正に見直す契機とするものであるため、受注者から契約金額の変更請求を受けた都で行う必要があり、それを行っていないのは適切でない。

局は、工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行われたい。
(水道局)

(注) インフレスライド

工期内に発生した急激な物価変動等により、契約金額が著しく不相当となった際、発注者又は受注者が契約金額の変更を請求できる制度。スライド額には、基準日時点の残工事の契約金額に賃金及び物価の変動分を反映させる。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
和田規給水所2号配水池及び第二配水ポンプ所並びに管渠築造工事	令和2.2.13～令和7.10.23	18,426,518,000

(別表3) 工事監査実施一覧

対象局 実地監査期間	実施工事等	対象件数		対象金額	
		(件)	(%)	(百万円)	(%)
財務局 令和6.5.7 ～令和6.5.31	・東京国際フォーラム(5)改修工事 ・都立南多摩地区特別支援学校(仮称)(3)新築電気設備工事	358	(32.4%)	176,828	(50.4%)
デジタルサービス局 令和6.9.25 ～令和6.9.27	・LAN設備新設・撤去等工事(単体契約) ・職員食堂の本庁サーバーネットワーク工事	5	(100%)	29	(100%)
生活文化スポーツ局 令和6.9.24 ～令和6.10.2	・有明アーバンスポーツパーク(4)新築工事 ・海の森水上競技場(5)電気設備改修工事	86	(38.4%)	5,457	(76.9%)
都市整備局 令和6.5.16 ～令和6.6.19	・街路築造工事(3)一帯-補314(ほか4路線)海 ・令和5年度 停留施設上屋建築工事(その2)	168	(26.2%)	9,102	(51.1%)
住宅政策本部 令和6.5.24 ～令和6.6.19	・都営住宅5H-116 東(江東区辰巳一丁目) 工事 ・都営住宅2H-112 東(足立区花畑七丁目) 給水衛生設備工事	583	(18.9%)	146,724	(48.9%)
環境局 令和6.4.15 ～令和6.4.26	・五十八平野営場整備工事 ・令和5年度第三排水処理場その他定期補修工事	143	(25.9%)	3,742	(50.9%)
福祉局 令和6.9.6 ～令和6.9.20	・東京都多摩児童相談所(R4)執務室増築及び既存棟改修工事 ・東京都子供家庭総合センター-建物管理委託	111	(18.0%)	2,005	(42.9%)
保健医療局 令和6.9.6 ～令和6.9.20	・東京都監察医務院(R4)増築工事 ・荏原病院(3)照明設備改修工事	108	(11.1%)	3,435	(44.5%)
産業労働局 令和6.2.1 ～令和6.2.14	・数馬治山施設災害復旧工事 ・京浜島勤労者厚生会館(5)空調設備改修工事	206	(13.1%)	4,206	(29.9%)
中央卸売市場 令和6.1.25 ～令和6.1.30	・旧築地市場(3)勝どき門前駐車場ほか解体工事 ・豊洲市場設備運転管理業務委託	599	(10.7%)	17,995	(46.7%)
建設局 令和6.8.30 ～令和6.9.27	・神田川整備工事(その43)その2 ・等々力大橋(仮称)(5)下部工事	4,423	(4.4%)	470,583	(34.1%)

対象局 実地監査期間	実施工事等	対象件数		対象金額	
		(件)	(%)	(百万円)	(%)
港湾局 令和6.2.1 ～令和6.2.20	・新海面処分場(5)ドロック東側護岸建設工事 ・令和4年度海の森公園施設整備工事	887	(10.1%)	86,707	(23.7%)
東京消防庁 令和6.1.18 ～令和6.1.24	・東京消防庁福生消防署庁舎(3)改築工事 ・指令装置製作委託	720	(12.4%)	27,809	(49.0%)
交通局 令和6.1.9 ～令和6.1.16	・浅草線・京急本線泉岳寺駅改良(駅工区)土木工事 ・浅草線ホームドア製造	1,000	(9.8%)	159,064	(32.1%)
水道局 令和6.5.16 ～令和6.6.17	・村山上貯水池堤体強化工事 ・東村山浄水場中央監視制御設備改良工事	1,883	(9.6%)	599,076	(25.2%)
下水道局 令和6.4.15 ～令和6.5.30	・落合水再生センター～かやき水再生センター間送泥管 その3工事 ・浅川水再生センター汚泥焼却設備再構築工事	2,807	(6.9%)	826,434	(26.0%)
教育庁 令和6.2.6 ～令和6.2.20	・都立練馬特別支援学校(3)体育館改築その他工事 ・都立小台橋高等学校(3)改修及び新築電気設備工事	589	(10.0%)	16,801	(43.3%)
警視庁 令和6.9.30 ～令和6.10.4	・警視庁中野庁舎(3)改修工事 ・警視庁本都庁舎(31)大規模改修空調設備工事その2	892	(8.5%)	62,686	(35.2%)
島しょ	・令和5年度三池港防波堤建設工事 ・都営住宅5M-401東(小笠原津瀬第2)工事	769	(14.7%)	25,801	(38.9%)
合計		16,337	(9.6%)	2,644,493	(31.6%)

(注1) 対象件数、対象金額、実施件数及び実施金額には、工事に伴う設計委託等を含む。
 (注2) 実施件数及び実施金額欄の()書きは、それぞれ実施率を表している。
 (注3) 島しょの工事監査対象局は、総務局(三宅支庁、小笠原支庁)、財務局、住宅政策本部、環境局、保健医療局、産業労働局、建設局、港湾局、教育庁及び警視庁である。

(別表4) 大規模工事等監査実施一覧

対象局	実施工事	事業計画等	実施件数(件)	実施金額(百万円)
財務局	・東京国際フォーラム(5)改修工事 ・東京都江戸東京博物館(4)改修空調設備工事その2 (ほか)	・第三次主要施設10か年維持更新計画 (ほか)	17	63,465
都市整備局	・街路築造工事(3)一整-補31.4(ほか)4路線(晴海)	・晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業	1	1,169
中央卸売市場	・旧築地市場(3)勝どき門駐車場ほか解体工事	・東京都卸売市場整備計画(第10次)	1	4,044
建設局	・環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事 ・関戸橋(5)鋼けた製作・架設工事 (ほか)	・神田川流域河川整備計画 ・都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画) (ほか)	9	113,582
東京消防庁	・東京消防庁本所消防署緑出張所庁舎(仮称)(3)改築工事 ・東京消防庁福生消防署庁舎(3)改築工事 (ほか)	・第三次主要施設10か年維持更新計画	3	4,066
交通局	・浅草線・京急本線泉岳寺駅改良(駅工区)土木工事 ・浅草線泉岳寺駅改良(引)上線工区)土木工事 (ほか)	・東京都交通局経営計画2022 (ほか)	8	31,024
水道局	・足立区鹿浜一丁目地内から北区王子五丁目地内間送水管(1350mm)新設工事(ゾールド工事) ・水元給水所耐震補強工事(その2) (ほか)	・東京水道経営プラン2021 ・東京水道施設整備プログラム (ほか)	17	73,102
下水道局	・江東ポンプ所江東系ポンプ棟建設その3工事 ・新河岸水再生センター汚泥焼却設備再構築その3工事 (ほか)	・東京都下水道事業経営計画2021 (ほか)	49	180,691
教育庁	・都立小台橋高等学校(3)改修及び新築工事	・都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム	1	1,540
警視庁	・警視庁丸の内警察署庁舎(31)改築工事 ・警視庁本都庁舎(31)大規模改修空調設備工事その2	・第二次主要施設10か年維持更新計画	2	9,381
合 計			108	482,068

(注) 実施件数、実施金額については、別表3の実施件数、実施金額に含まれる。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、令和6年行政監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、監査報告の決定に当たっては、斉藤やすひろ前監査委員が関与し、小磯善彦監査委員は関与していない。

令和7年3月11日

東京都監査委員 龍 円 あいり
 東京都監査委員 小 磯 善 彦
 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
 東京都監査委員 後 藤 靖 子
 東京都監査委員 小 磯 純 子

都立一時滞在施設の対応状況

第1 監査の概要

1 監査の目的

大規模地震発生後おおむね3日間は、救助・救急活動を通じて1人でも多くの命を救うことが最優先されるため、救急車等の走路を確保するためにも、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制することが重要である。

このため、都では東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号。以下「条例」という。）を定めており、条例第12条に基づき、都が所有し、又は管理する施設の中から、帰宅困難者を一時的に受け入れる一時滞在施設を指定するとともに、国、区市町村及び民間事業者に協力を求め、一時滞在施設の確保を進めている。

都立施設を活用した一時滞在施設（以下「都立一時滞在施設」という。）については、都が運営マニュアル（注）を定め、平時や震災時等の各段階における一時滞在施設の運営の手順等を示している。

この都立一時滞在施設における平時の対応状況について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第7項により、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に基づいて監査を実施した。

（注）都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアルver. 3. 5（令和5年3月。総務局総合防災部。以下「運営マニュアル」という。）のこと

2 監査の対象等

(1) 監査の対象局等

都立一時滞在施設は、令和6年12月1日現在では、223か所指定されている。

本監査では、施設本体の種類や規模、立地条件がビジネス街なのか繁華街なのか、主要駅周辺なのか緊急輸送道路沿いなのかなどを考慮し、表1のとおり、監査対象施設及び監査対象局を25施設9局選定した。監査対象施設の所在は、図1のとおりである。

また、総務局については、都立一時滞在施設の制度所管としての監査も行った。

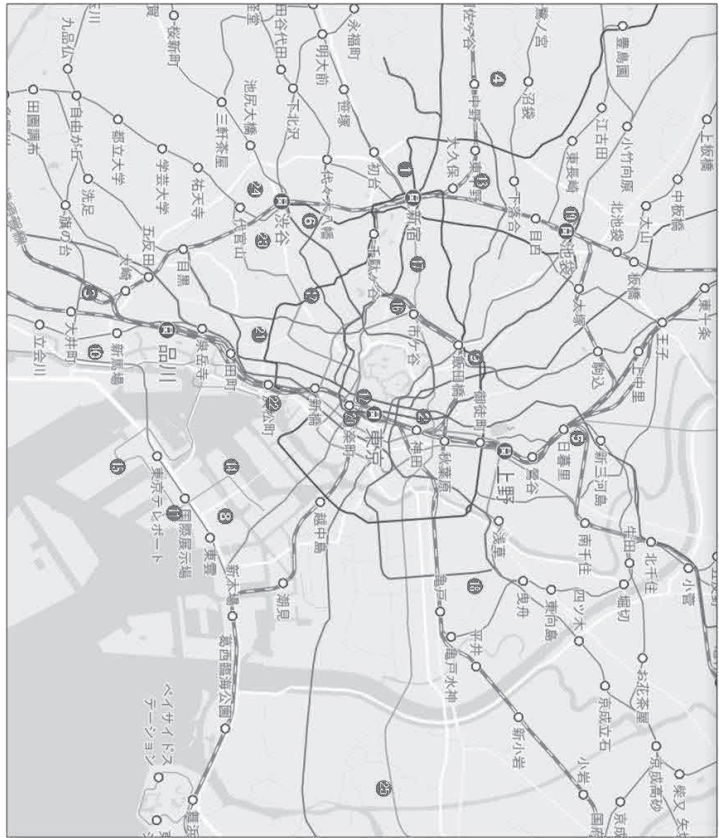
(表1) 監査対象施設及び監査対象局

施設名（注1）	所在地	局
東京都庁第一本庁舎、第二本庁舎、東京都議会議事堂（注2）	新宿区西新宿二丁目8番1号	総務局
千代田都税事務所	千代田区内神田二丁目1番12号	主税局
品川都税事務所	品川区広町二丁目1番36号	主税局
中野都税事務所	中野区中野四丁目6番15号	主税局
荒川都税事務所	荒川区西日暮里二丁目25番1号	主税局
東京ウイメンズプラザ	渋谷区神宮前五丁目53番67号	生活文化スポーツ局
武蔵野の森総合スポーツプラザ	調布市西町290番地11	生活文化スポーツ局
有明アリーナ	江東区有明一丁目11番1号	生活文化スポーツ局
中央・城北職業能力開発センター	文京区後楽一丁目9番5号	産業労働局
城南職業能力開発センター	品川区東品川三丁目31番16号	産業労働局
東京国際展示場	江東区有明三丁目11番1号	産業労働局
東京国際フォーラム	千代田区丸の内三丁目5番1号	産業労働局
淀橋市場	新宿区北新宿四丁目2番1号	中央卸売市場
豊洲市場	江東区豊洲六丁目6番1号	中央卸売市場
テレコムセンタービル	江東区青海二丁目5番10号	港湾局
スクワール麹町	千代田区麹町六丁目6番	東京消防庁
消防防災資料センター（消防博物館）	新宿区四谷三丁目10番	東京消防庁
本所都民防災教育センター	墨田区横川四丁目6番6号	東京消防庁
池袋都民防災教育センター	豊島区西池袋二丁目37番8号	東京消防庁
東京交通会館	千代田区有楽町二丁目10番1号	交通局
三田高等学校	港区三田一丁目4番46号	教育庁
芝商業高等学校	港区海岸一丁目8番25号	教育庁
広尾高等学校	渋谷区東四丁目14番14号	教育庁
第一商業高等学校	渋谷区鉢山町8番1号	教育庁
葛西工科高等学校	江戸川区一之江七丁目68番1号	教育庁

（注1）武蔵野の森総合スポーツプラザ、東京国際展示場及び東京交通会館については、各施設を管理する東京スタジアムグループ、株式会社東京ビッグサイト及び株式会社東京交通会館に対して、地方自治法第199条第7項に基づき監査を行った。また、有明アリーナ、東京国際フォーラム及びテレコムセンタービルについては、各施設を管理する株式会社東京有明アリーナ、株式会社東京国際フォーラム及び株式会社東京レポートセンターに対して、地方自治法第199条第8項に基づき関係人として調査を行った。

（注2）東京都庁第一本庁舎、第二本庁舎及び東京都議会議事堂は1施設として扱った。

(図1) 監査対象施設所在図 (12区1市)



No.	施設名	No.	施設名
1	都庁第一・第二本庁舎、都議会議事堂	14	豊洲市場
2	千代田税務事務所	15	テレコムセンタービル
3	品川(都)税務事務所	16	スクワール麹町
4	中野(都)税務事務所	17	消防防災資料センター(消防博物館)
5	荒川(都)税務事務所	18	本所都民防災教育センター
6	東京イマンスナゴザ	19	池袋都民防災教育センター
7	武蔵野の森総合スポーツプラザ	20	東京交通会館
8	有明アリーナ	21	三田高等学校
9	中央・城北職業能力開発センター	22	芝商業高等学校
10	城南職業能力開発センター	23	広尾高等学校
11	東京国際展示場	24	第一商業高等学校
12	東京国際フォーラム	25	麹西工科高等学校
13	淀橋市場		

*Yahoo!マップを基に監査事務局で作成

(2) 監査の対象範囲

監査日現在の都立一時潜在施設に係る対応状況を対象とする。
 監査日現在、都立一時潜在施設の運営に係る契約については、原則として、令和5年度を対象とする。

(3) 監査期間

令和6年9月9日から令和7年1月30日まで
 実地監査期間は、表2のとおりである。

(表2) 実地監査期間

区分	監査の対象	実地監査期間
局	総務局など9局、19施設	令和6年9月9日から同年10月17日まで
団体	東京スタジアムグループなど6団体、6施設	令和6年9月24日から同年10月11日まで

3 一時滞在施設について

(1) 帰宅困難者対策の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生するなど、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。地震の発生時刻が平日の日中であったことと相まって、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、内閣府の推計では、首都圏において約515万人、都内において約352万人に及ぶ帰宅困難者が発生した。

大規模な帰宅困難者発生による混乱は、大規模地震に備えての帰宅困難者対策を、官民を挙げて具体化させていく必要性を顕在化させた。

こうしたことから都及び国は、首都圏の自治体、鉄道事業者、通信事業者、経済団体などからなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を平成23年9月に設置し、帰宅困難者対策を議論し、平成24年9月に帰宅困難者対策の指針となる5つのガイドラインを取りまとめた。

そして都は、協議会の議論を踏まえ、平成24年3月に都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した条例を制定した。続く平成24年11月には条例に基づき「東京都帰宅困難者対策実施計画」(注1)を策定した。

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅の抑制の推進、安否確認と情報提供のための体制整備、一時滞在施設の確保及び帰宅支援が主な取組となる。

一斉帰宅の抑制の推進では、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底することが不可欠であり、都では、企業等における従業員等の施設内待機やその他の備蓄の取組、学校等における児童・生徒等の施設内待機の取組についての普及啓発を行っている。また、駅周辺に多くの滞留が発生した場合に備え、関係する機関や事業者とともに駅前滞留者対策協議会(注2)を設置し、滞留者の安全確保と混乱防止に取り組んでいる。

これまでの帰宅困難者対策の状況は、表3のとおりであり、施設を活用した一斉帰宅の抑制・帰宅支援の概要は、表4のとおりである。

(注1) 令和5年の東京都地域防災計画の修正時より、東京都地域防災計画震災編(令和5年修正、東京都防災会議)第2部第9章「帰宅困難者対策」が、条例に基づく東京都帰宅困難者対策実施計画として位置付けられている。

(注2) 都、区市町村、所轄の警察署及び消防署並びに鉄道事業者、駅周辺の事業者等を構成員とする、協議会が中心となって、駅ごとの混乱防止のためのルールを策定するなど駅前滞留者対策を推進している。令和6年9月現在で、都内に52の駅前滞留者対策協議会が設置されている。

(表3) 帰宅困難者対策のこれまでの状況

日付	国・都・首都圏	国(内閣府)	東京都
平成23年9月	「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の設置	—	—
平成24年3月	—	—	東京都帰宅困難者対策条例の公布
9月	協議会の最終報告及び5つのガイドライン(注)の取りまとめ	—	—
11月	—	—	東京都帰宅困難者対策実施計画の策定
平成25年1月	「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」の設置	—	—
4月	—	—	東京都帰宅困難者対策条例の施行
平成27年2月	連絡調整会議にて一部のガイドラインを改訂	—	—
平成29年9月	—	—	「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」の設置
平成30年12月	—	—	「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」最終報告
令和3年5月	—	「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」の設置	「帰宅困難者対策に関する検討会議」の設置
11月	—	—	—
12月	—	—	「帰宅困難者対策に関する検討会議」最終報告
令和4年8月	—	検討委員会にて「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」取りまとめ	—
令和6年7月	連絡調整会議にて一部のガイドラインを改訂	—	—

(注) 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」(令和6年7月連絡調整会議改訂)、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」(令和6年7月連絡調整会議改訂)、「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」(令和6年7月連絡調整会議改訂)、「駅前滞留者対策ガイドライン」

* 東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)を基に監査事務局で作成

(表4) 施設を活用した一斉帰宅の抑制・帰宅支援の概要

区分	事業者等が行う従業員等に対する一斉帰宅の抑制	一時滞在施設の設置	災害時帰宅支援ステーションの設置(注3)
設置時期(注1)	発災から72時間(最大3日間)程度まで	発災から72時間(最大3日間)程度まで	発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請を受けた時
目的	従業員や施設内利用者の施設内待機	帰宅困難者等の受入れ	徒歩帰宅者の支援
施設に求められるもの	水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品(トイレレットペーパー等)等	水、食料、トイレ、毛布又はドリンクセット(注4)、休憩場所、情報等	トイレ、水道水、帰宅支援情報等
対象施設(注2)	全ての施設	集会場、庁舎やオアシスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、寺社、学校等	コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、都立学校等

(注1) 本表の記載内容はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要である。
 (注2) 対象となる施設はあくまで例示であり、全ての施設で上記の支援助が行われるわけではないことに留意が必要である。
 (注3) 災害時、救命・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲でトイレ、水道水、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設
 (注4) ドリンクセット：アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート
 *運営マニュアル等を基に監査事務局で作成

(2) 一時滞在施設の概要

ア 背景

大規模地震発生時に、多数の帰宅困難者が一斉に帰宅しようとする、道路や歩道が多くの人で埋まり、大渋滞が発生し、救命・救助の活動に支障が生じるとともに、帰宅困難者自身が群衆雪崩等の二次災害に巻き込まれる可能性もある。

このため、人命救助のデッドラインと言われる72時間は、むやみに移動せずに安全な場所に留まる(一斉帰宅の抑制)必要がある。

発災時に企業や学校等にいる帰宅困難者は、安全が確保できれば施設内で待機するが、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した帰宅困難者は、帰宅が可能になるまで待機する場所がないことが想定される。

一時滞在施設は、このような帰宅困難者をおおむね3日間、一時的に受け入れる施設である。

都は、条例に基づき、一時滞在施設の確保に向け、都立一時滞在施設を指定するとともに、都以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求めている。

イ 一時滞在施設の確保状況及び運営の支援

都が令和4年5月に公表した被害想定によれば、大規模地震発生時、都内では、約453万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。そのうち、職場や学校の身を寄せる場のない、買い物客等行き場のない帰宅困難者は、約66万人発生すると想定されている。

これに対し、令和6年7月1日現在、一時滞在施設として都立施設及び民間施設等が1,267か所、47万4,261人分確保されている(注1)。

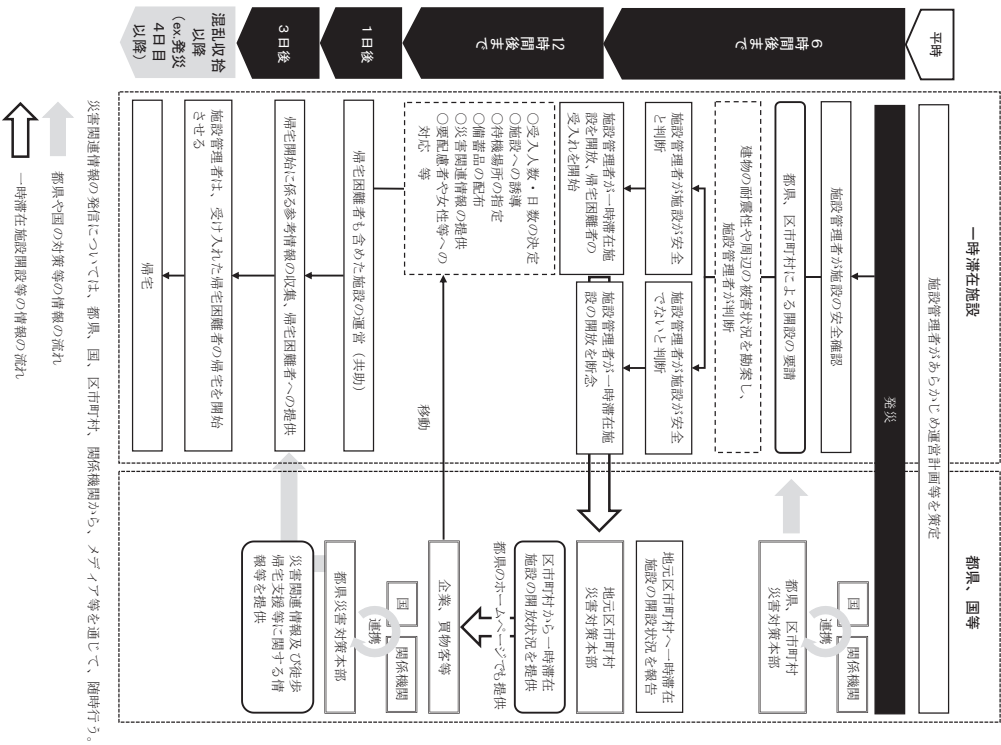
都は、区市町村と協定を締結した民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品の購入に係る補助事業等の支援策を実施し、一時滞在施設の確保を図っている(注2)。

(注1) 公立の一時滞在施設の名称や所在地等は、原則として、平時から情報を公表しているが、民間一時滞在施設については、民間事業者の意向により、事前に情報を公表していない施設がある。
 なお、大規模地震発生の際には、受入可能となった一時滞在施設の情報を、都や区市町村、駅前滞留者対策協議会等から速やかに発信することとなっている。
 (注2) 備蓄品について、都立一時滞在施設には、総務局が、全施設分を調達して配布している。

ウ 開設・運営の流れ

発災後からの経過時間に応じた一時滞在施設の運営の標準的な流れは、図2のとおりである。

(図2) 一時滞在施設運営のフロー図



*運営マニュアルを基に監査事務局で作成

施設管理者(注1)は、受け入れた帰宅困難者が、可能な限り安心して待機できるよう、次の支援を行う。

- 施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。
- トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。
- 水や食料、グッズなどの支援物資を配布する。
- 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び帰宅困難者に対する情報提供を行う。
- 帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、通信手段を提供する。
- 要配慮者(注2)や女性、性的マイノリティの方への対応ができる体制を整える。

(注1) 一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等
 (注2) 発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等を指す。

(3) 都立一時滞在施設
 都は、条例第12条に基づき、都が所有し、又は管理する施設の中から、都立一時滞在施設として、令和6年12月1日現在、223か所を指定している。
 具体的には、都が直接管理する施設については、通知により指定し、出資団体等が管理する施設については、協定締結により一時滞在施設として指定している。
 都立一時滞在施設は、制度所管の総務局が定めた運営マニュアルに基づいて、運営計画を策定し、開設・運営のための準備を行っている。
 なお、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」において想定している首都直下地震は、都心南部直下地震とし、発生時刻は、平日昼12時としていることから、運営マニュアルは、基本的に平日の昼間を想定している。
 都立一時滞在施設の名称や所在地等は公表されているが、混乱防止のため、個々の施設の受入定員は公表されていない。

4 監査の着眼点
 都立一時滞在施設の対応上のリスク等を考慮して、表5のとおり、4つの着眼点を設定し、監査を実施した。

(表5) 都立一時滞在施設の対応状況に係る着眼点

① 運営計画の策定・管理運営体制について	帰宅困難者の受入れに係る運営計画を定めているか 運営計画は、事業所防災計画や事業継続計画などと整合性が取れているか 運営計画に定められている運営要員の確保方法や受入定員、関係機関との連絡手順などの運営体制に関する事項は現実的で実効性のあるものとなっているか 管理責任者やケア・コミニショナーを選任しているか 発災後に速やかに施設運営ができるよう、開設当初から必要となる班編成について、あらかじめ定められているか
② 受入れのための環境整備について	耐震性(昭和56年新耐震基準)を有した建物であるか 建築基準法施行令(昭和25年政令第388号)における特定天井(注)の脱着防止措置が講じられているか 平時から、オフィス家具類の転倒・落下等防止対策や地震発生時の施設内の点検箇所をあらかじめ定めておく等、施設の安全確保についての取組を行っているか 備蓄品や非常用電源設備等の管理は適切に行っているか 帰宅困難者の一時滞在施設等への誘導手順、及び都・区市町村災害対策本部又は周辺一時滞在施設等防災関係機関との連絡体制を整備しているか 周辺の被害状況、鉄道の運行状況等の情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制並びに帰宅困難者と家族等との安全確認のための通信手段提供体制を整備しているか 施設の表情に応じて、アラバイバシーの確保や、高齢者、障害者、外国人、女性、性的マイノリティ等の配慮が必要な方に対する施設利用面での配慮等を適切に設定しているか 帰宅困難者の健康状態を把握し、医療機関への移送が必要な方への対応ができる体制を整備しているか
③ 定期的な手順の確認について	一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を定期的の実施し、実践的なものとなっているか 総務局主催の情報連携訓練(通信訓練)に参加しているか 訓練の結果について、検証し、計画等への反映を行っているか
④ 都立一時滞在施設に対する支援等について(総務局)	備蓄品や非常用電源設備等の資機材の更新は適切に行っているか 運営マニュアルについて、定期的に見直しを行っているか 一時滞在施設の運営や環境整備等に係る状況把握、有用な情報の発信や助言は適切に行っているか

(注) 脱着によって重大な危害を生ずおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

本監査では、都立一時滞在施設に指定されている各施設における平時からの対応状況について、帰宅困難者の受入れに係る運営計画が適切に定められているか、受入れのための環境整備が適切に行われているか等について確認を行った。
また、制度所管である総務局の各施設への支援等が適切に行われているかについても確認を行った。

監査の結果、4つの着眼点別に、表6のとおり、3件の指摘、5件の意見・要望を行った。

(表6) 指摘事項及び意見・要望事項

件名	局	ページ
① 運営計画の策定・管理運営体制について		
指摘事項		
(1) ケア・コミュニケーションを平時から選任すべきもの	生活文化スポーツ局 教育庁	18
意見・要望事項		
(2) 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について	教育庁	19
ア 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し学校の取組を支援することについて		
② 受入れのための環境整備について		
指摘事項		
(3) 帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下防止対策を行うべきもの	教育庁	22
③ 定期的な手順の確認について		
指摘事項		
(4) 一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を適切に実施すべきもの	教育庁	23
④ 都立一時滞在施設に対する支援等について (総務局)		
意見・要望事項		
(2) 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について	総務局	21
イ 一時滞在施設と避難所の受入スペースが重複した際の取扱について		
(5) 備蓄品について	総務局	24
ア 備蓄品の更新について		
(5) 備蓄品について	総務局	26
イ 備蓄品追加等の見直しについて		
(6) 都立一時滞在施設に対する情報提供などの支援の充実強化について	総務局	27

(1) 事業の実績

① 運営計画の策定・管理運営体制について

各都立一時滞在施設は、総務局が定めた運営マニュアルを基に施設の実情に応じた運営計画を策定しており、受入定員の設定や運営に係る班編成など運営体制の整備に取り組みを行った。運営要員の確保におけるボランティアの活用については、受付時に申し出てもらうよう声掛けをすることや受付簿に施設運営への協力が可能かどうかの記載欄を設けることでボランティアを募ることを計画していた。医療面での対応も考え、受け入れた帰宅困難者の中に医師や看護師がいなかったか確認することを想定している施設もあった。

関係機関との連絡手順については、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等の連絡手段を確保し、帰宅困難者の誘導などでこれらの機関と連携することとしていた。

② 受入れのための環境整備について

施設そのものの安全性については、監査対象とした全ての施設が昭和56年新耐震基準を満たした建物であることを確認した。また、特定天井についても、該当する天井を有する施設において建築基準法施行令に定められている脱落防止措置が講じられていることを確認した。

帰宅困難者への情報提供体制については、各施設は、テレビ・ラジオやホワイトボードへの掲示等により施設周辺の被害状況や道路状況、鉄道運行状況等についての情報を提供することとしていた。また、安全確認のための体制整備については、総務局が特設公衆電話(注1)やWi-Fi アクセスポイント、スマートフォン等充電用の蓄電池及び充電器を各施設に配備しており、各施設は、特設公衆電話や蓄電池等を保管したり、Wi-Fi アクセスポイントの場所を基に受入スペース内のレイアウトを設定するなどの対応を行っていた。

なお、安全確認の実施方法については、帰宅困難者がこれらの機器や災害用伝言板サービスを使って家族等と安全確認を行えるよう、説明ペーパーを用意するなど使い方を説明できる体制を整えていた。

要配慮者への対応については、各施設の事情に応じて想定を行い、畳のある部屋を高齢者や障害者の受入スペースに設定したり、女性更衣室を授乳スペースに設定したりするなどの配慮をしていた。

外国人への対応については、外国人でも分かりやすいピクトグラム等での案内表示を行っていた。また、施設の案内のために備えていた外国語対応のタブレット等機器を活用することはもとより、そうした機器がない施設においては、スマートフォンアプリを活用することや受け入れた帰宅困難者から協力者を募ることなどで対応することを想定していた。

③ 定期的な手順の確認について

監査した全ての都立一時滞在施設は、総務局主催の情報連携訓練(通信訓練)に参加していた。

一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を実施していた各施設では、訓練結果について検証し、帰宅困難者のフライングに配慮して、受付時に番号札を渡し、施設開設中の所在確認の際、氏名ではなくその番号で行うことや、投光器等の組立での際に手間取った経験を踏まえて、接続する部品同士に目印を付ける視覚的な工夫を凝らすことなどの対応を行っていた。

④ 都立一時滞在施設に対する支援等について（総務局）

(ア) 都立一時滞在施設に対する支援について

都立一時滞在施設の備蓄品の更新について、総務局は、受入予定の帰宅困難者の3日分の飲料水、食料、簡易トイレ、フランクセット等の備蓄品を用意しており、食料等更新が必要な備蓄品については、更新時期に合わせて新たな備蓄品を提供している。

食料については、クラッカーやパン、アルファ化米など複数の品目を配備する工夫を行っており、高齢者、乳幼児、女性に配慮して紙おむつ及び生理用品も配備している。

なお、乳幼児用のミルクについては、令和3年度から粉ミルクから液体ミルクへの切替えを行い利便性の向上を図っている。

局は、平時や防災時等の各段階における施設の運営の手順を運営マニュアルで示して周知している。運営マニュアルにおいては、配慮が必要な方への対応として、要配慮者、女性、性的マイノリティの方などに配慮する役割「ケア・コミュニケーション（注2）」を設置することとしている。

また、外国人への対応については、英語、中国語等の外国語の誘導案内板の準備を求めるとともに、帰宅困難者が受付時に記入する施設滞在者カードについて英語版とやさしい日本語版を示している。

局は、運営マニュアルによる支援のほか、都立一時滞在施設運営説明会（以下「運営説明会」という。）の実施等により各施設の体制整備を支援している。

(イ) 過去の災害の教訓を活かした事例

安否確認のための体制整備におけるスマートフォン等充電用の蓄電池及び充電器の配備が挙げられる。これは、令和元年房総半島台風（台風第15号）において、停電が発生・長期化し、被災者のスマートフォン等がバッテリー切れとなり、安否確認や災害情報の収集に支障を来したことから、令和元年度に緊急措置として、各施設に蓄電池及び充電器の配備を行ったものである（注3）。

(ウ) 現在進められているDX技術を活用した情報提供への取組

総務局は、帰宅困難者対策を円滑・一元的に実施するため、防災関係機関等の職員、一時滞在施設、帰宅困難者がそれぞれ求める情報を提供する新たなシステム「東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム」(以下「キタコンDX」という。)の開発を令和4年度から行い、令和6年度末に災害時の報告方法をDIS（注4）からキタコンDXに切り替える予定としている。

また、キタコンDXの開発では、施設を運営するための情報収集や発信の改善を図るため、民間一時滞在施設も含めてヒアリングを行い、デジタル化を検討する上での現行の業務体制や課題の把握を行っている。

キタコンDXの整備により、次のことができるようになる。

- 施設側がシステムで報告・入力する内容が簡素化され、施設の負担が軽減される。
- 帰宅困難者のスマートフォンアプリと連携し、受入者の情報をリアルタイムで自動で確認することが可能になる。
- 都内の混雑、災害、鉄道運行等の様々な災害情報をリアルタイムで確認することが可能になる。
- チャットで都や駅前滞留者対策協議会等と連絡を取り合うことが可能になる。
- 施設側から帰宅困難者のスマートフォンアプリにメッセージを発信することが可能になる。
- 帰宅困難者側からもスマートフォンのアプリにより開設中の施設の検索や施設への入館受付が可能になる。

キタコンDXにより施設に係る運営の円滑化・効率化が飛躍的に進み、帰宅困難者の円滑な誘導もできることが期待されている。

(注1) 災害時の通信制限の際は優先して発信可能な電話
 (注2) 受け入れた要配慮者、女性、性的マイノリティの方への配慮に努めるとともに、防災時に一時滞在施設運営に関して管理責任者等に対して必要な助言を行う。
 (注3) 民間一時滞在施設についても令和2年度から充電環境の整備費補助を開始している。
 (注4) DIS (Disaster Information System)：東京都災害情報システムのこと。発災時に区市町村や関係機関との情報共有や災害対応の要請等を行うシステムで、都立一時滞在施設も利用する。

(2) 総括

一時滞在施設は、発災時の買物客や行楽客などの行き場のない帰宅困難者を受け入れ、安全を確保するとともに、一斉帰宅を抑制し、渋滞の発生を防ぐことで救命・救助に資するとともに、帰宅困難者が安全に待機できる環境を提供する重要な役割を担っている。

都の被害想定では、大規模地震発生時には、都内に行き場のない帰宅困難者が多数発生することが想定されており、東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）においては、一時滞在施設の確保とともに、発災時に確実かつ迅速に施設運営できるよう、平時から施設に対する支援を実施し、施設の質的向上を図るとされている。

各施設は、今回の指摘を踏まえ、発災時に円滑に施設を開設・運営するために、引き続き、訓練を実施し、その結果を運営計画等に反映するなど、より実践的な体制を整えるよう努めることが重要である。

総務局においては、各施設に対してこれまで様々な支援策を実施してきたが、今回、意見・要望を付した内容を踏まえ、更なる創意工夫や様々な想定に基づき、必要な支援を平時から行うことが重要である。

総務局及び各施設は帰宅困難者対策の実効性を高めるよう、双方連携して、施設の質的向上に取り組むことを期待する。

2 指摘事項及び意見・要望事項

(1) クア・コミッショナーを平時から選任すべきもの（指摘事項）

運営マニュアルによると、施設管理者は、都立一時滞在施設が発災時に機能するよう平時に準備すべき事項や発災時の具体的な運用等を定めた運営計画をあらかじめ策定しておく必要がある。

また、施設管理者は、平時からクア・コミッショナーを職員の中から選任し、クア・コミッショナーは、要配慮者等への対応の観点から、運営計画の策定等に参加することとなっている。そこで、監査対象の各施設におけるクア・コミッショナー選任の状況について確認したところ、東京ウイメンズプラザ、芝商業高等学校及び広尾高等学校においては、監査日（順に令和6年9月18日、同年10月3日及び同月4日）現在、クア・コミッショナーを選任しておらず、適正でない。

東京ウイメンズプラザ及び両学校は、クア・コミッショナーを平時から選任されたい。

（生活文化スポーツ局）

（教育庁）

(2) 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について (意見・要望事項)

都立学校の避難所等の指定に関する要綱(平成8年1月8日付7教総総第857号)によれば、区市町村長から都立学校を避難所等に指定する要請を受けた場合、各学校は、原則的に承認するものとされ、児童・生徒等を保護するためのスペースや避難所として使用できるスペース等を定めた「施設利用計画」を作成し、東京都教育委員会と協議の上、避難所等の指定について決定することとされている。

これに基づき、各学校は、避難所等への学校施設利用に関する協定を区市町村と締結し、避難所として指定を受け、区市町村が開設する避難所の運営支援を行うこととなっている。

一方、都立一時滞在施設については、総務局が施設を指定するため、帰宅困難者を受け入れられる場所及びその面積に係る調査を事前に行い、各学校の回答を教育庁がとりまとめて局に回答している。

今回の監査対象校について見たところ、避難所及び一時滞在施設の両方に指定されている学校があった。

運営マニュアルにおいては、避難所と一時滞在施設とが兼合する場合の留意事項として、運営計画策定に当たっては、避難所に開く区市町村や団体と協議して作成することが望ましいとされ、住民の避難スペースと帰宅困難者の受入スペースは区分すべきことや、運営体制や避難誘導体制等についても記載されている。

そこで、一時滞在施設を含む防災拠点としての学校の取組について見たところ、次の状況が確認された。

ア 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し学校の取組を支援することに
ついて

葛西工科高等学校の施設利用計画、区との避難所に係る協定書及び運営計画を確認したところ、両施設が兼合した際の運営方法やそれに基づく運営要員の確保について、区と具体的な協議がされておらず、運営計画にも定められていない状況が認められた。

また、都立一時滞在施設の受入スペースの全部が、避難所と区分されず、重複している状況であったが、開設するに当たつての優先順位や開設を決定する手順等についても、協定書や運営計画に定めがない等、発災時において、両施設を適切に運営できるのか確認することができない状況であった。

これは、教育庁が、両施設が兼合した際の運営計画の策定や運営要員の確保、区市町村との調整等を行う際の注意事項等を学校に示していないことや、発災時における学校の施設利用状況について施設利用計画を確認するなど実態を適切に確認、把握しておらず、受入スペースが重複した場合の課題の整理など、両施設が兼合した際の防災拠点としての考え方について整理していないことが一因と考えられる。

大規模地震の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童・生徒等の安全確保である。しかしながら、同時に、学校は防災拠点として帰宅困難者と避難者の双方から避難を求められた場合、現場が混乱する可能性がある。

そのような状況の中で、学校が発災時に一時滞在施設を含む防災拠点としての役割を臨機応変に果たすためには、事前に、各学校と区市町村との間で、運営方法や運営要員の確保、両施設の受入スペースが重複した際の開設の決定方法等について十分に協議し、具体的な手順の確認を行い、各学校の運営計画等に反映する必要がある。

そのため、庁は、総務局に対し両施設の受入スペースが重複した際の取扱いを示すよう求めた上で、学校の防災拠点としての考え方を整理し、両施設が兼合した際の運営計画の策定や運営要員の確保、区市町村との調整を行う際の注意事項等を学校へ示すなど、学校の取組を支援することが望ましい。

庁は、局と連携し、一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し、学校の取組を支援することが望まれる。

(教育庁)

イ 一時滞在施設と避難所の受入スペースが重複した際の取扱いについて

上記アの状況について、総務局の見解を確認したところ、両施設の受入スペースに重複があることについては、各都立一時滞在施設が区市町村と調整の上、使用する時期をずらしたり、受入スペース内で帰宅困難者と避難者の場所を区切る等により臨機応変の対応は可能であるとしている。

具体的には、避難所の開設に当たっては、区市町村職員等が各施設の被害状況の判定を行い、区市町村が各施設へ開設に係る通知を行った上で、避難所の開設を行うことから、その間に、区市町村と各施設との間で避難所と一時滞在施設との調整を行うことが可能であるとしている。

さらには、施設の運営はおおむね3日間であることから、災害時の状況によって、4日目以降、区市町村が避難所として運営することが可能であるとしている。

しかしながら、運営マニュアルには、両施設の受入スペースが重複しないように記載されているのみであり、上述の具体的な対応は示されていない。

局は、帰宅困難者対策の総合的な調整を行う立場から、各施設及び区市町村に対し、両施設の受入スペースが重複した際の取扱いを具体的に示すことが望まれる。

(総務局)

(3) 帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下防止対策を行うべきもの

(指図書事項)

運営マニュアルによると、施設管理者は、地震発生時に帰宅困難者等を安全に受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策等に努めることとされている。

そこで、三田高等学校の状況を確認したところ、監査日（令和6年10月2日）現在、受入スペースとなっている剣道場及び武道場の出入口は避難口となっているが、出入口に設置されている下駄箱は、底面の半分以上が床面から浮いた状態で、高さ調整のためのコンクリートブロックの上に不安定に置かれた状態となっており、発災時には転倒する危険性があった。

また、葛西工科高等学校においては、監査日（令和6年10月9日）現在、受入スペースとなっている剣道場内の棚上に20kg程度の重量がある和太鼓が約20台並べられた状態であり、発災時には落下する危険性があった。

剣道場等は平時には生徒等が利用し、発災時には帰宅困難者の受入スペースとなることから、生徒や帰宅困難者等の安全を確保できるよう、日頃から家具類の転倒・落下防止対策を行い、安全を確保する必要がある。

各学校は、帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下防止対策を行いたい。

(教育庁)

(4) 一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を適切に実施すべきもの (指標事項)

運営マニュアルによると、施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて都立一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者の受入れの手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行うこととされている。
 教育庁においては、令和6年12月1日現在、122校の都立学校が都立一時滞在施設に指定されており、庁は、「学校危機管理マニュアル」(東京都教育委員会、令和6年10月最終改訂。)に基づき一時滞在施設に係る運営計画の策定等について各学校の支援を行っている。
 そこで、芝商業高等学校、広尾高等学校及び第一商業高等学校の訓練実施状況について確認したところ、生徒の避難訓練は実施しているものの、施設の開設・運営に関する訓練は行っていないかった。
 各学校は、運営マニュアルに基づき、施設の開設・運営に関する訓練を適切に実施された。庁は、各学校において施設の開設・運営に関する訓練が適切に実施されるよう訓練の実施方法を周知する等支援されたい。

(教育庁)

(5) 備蓄品について (意見・要望事項)

運営マニュアルでは、都立一時滞在施設において、地震発生時に受入予定の帰宅困難者の3日分の飲料水、食料、簡易トイレ、フランクセット等の備蓄品については、総務局が用意するとしていている。
 この備蓄品の品目、保存年限、数量は、表7のとおりであり、各施設に受入定員に応じた数量を配備している。

(表7) 備蓄品の品目、保存年限、数量

区分	品目	保存年限	数量
食料	保存水 (500ml)	7年	6本/人
	保存水 (500ml)	5年	12本/人
	クラッカー	5年	2食/人
	クリードサントビスケット	5年	2食/人
	ショートブレッド	7年	2食/人
	アルファ化米 (白米)	5年	1食/人
	アルファ化米 (ひじきご飯)	5年	1食/人
	アルファ化米 (田舎ご飯)	5年	1食/人
	液体ミルク (注)	約1年	—
	粉ミルク (アレルギー対応)	約13月	1缶/施設
乳幼児	使い捨て哺乳ボトル (注)	約3年	—
	使い捨て簡易トイレ	—	15回分/人
	組立式簡易トイレ	—	2個/施設
	フランクセット	—	1枚/人
	エマセット	—	1枚/人
	生理用品 (注)	—	—
	救急セット	—	1個/施設
	発電機	—	2〜4台/施設
	投光器	—	発電機数×2
	三脚	—	発電機数×2
備品	コードリール	—	発電機数×1
	カセットガス (ガスボンベ)	—	発電機数×72本
	紙おむつ (大人・乳幼児用) (注)	—	—
	蓄電池 (リニウム系)	—	130名で1台
	充電器 (多機種対応型)	—	蓄電池数×1
スマートフォン充電	充電器 (USBポート式)	—	蓄電池数×1

(注) 要配慮者用物品 (液体ミルク・使い捨て哺乳ボトル・生理用品・紙おむつ) の数量は、「受入定員×対象者の人口比×必要数/人」により算出

ア 備蓄品の更新について

運営マニユアルにおいて、更新分の備蓄品については、総務局が提供するとされており、賞味期限近隣の食料については、食品ロス低減の観点から、施設を訪れる都民に配布するなど、可能な限り施設で活用するとされている。

局は、全ての都立一時滞在施設のうち、令和6年度に更新する食料がある施設に対し、更新分の食料の買入れについて、表8の項番1の契約を締結し、また、施設での活用後に残った食料を社会福祉法人やNPOなどに配布するための回収・配送等の業務について、表8の項番2の委託契約を締結している。

そこで、この食料の更新に係る一連の事務について見たところ、局は、食料の賞味期限到来に伴う入替えについて、回収は令和6年9月下旬から同年10月上旬を予定し、更新分の納品は令和7年1月を予定しており、この結果、更新対象の食料のうち、一部の品目について、回収から納品までの約3か月間、備蓄が不足する状態となることが認められた。

令和6年度については、能登半島地震の影響により、例年より納品予定が遅くなっているものの、備蓄品の更新に当たっては、回収から納品までの期間を可能な限り短縮させる対策をすべきところ、表8の各契約の仕様書において、こうした対策が十分に講じられていないとはいえない。

局は、施設の運営において必要となる発災時の受入者3日分の備蓄品について不足することがないよう、継続的な更新サイクルを構築し、計画的に更新することが重要である。局は、効率的かつ有効に備蓄品を更新することが望まれる。

(総務局)

(表8) 契約の概要

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	令和6年度災害用備蓄品の買入れ（食品分）	令和6.7.29～ 令和7.1.31	156,915,118
2	令和6年度災害用備蓄品の運搬等業務委託（単価契約）	令和6.6.27～ 令和7.3.31	14,097,600

(単位：円)

イ 備蓄品追加等の見直しについて

各都立一時滞在施設に配備している蓄電池及び充電器は、令和元年房総半島台風（台風第15号）において、停電が発生・長期化し、被災者のスマートフォン等がバッテリー切れとなり、安否確認や災害情報の収集に支障を来したこと、首都直下地震においても同様の事態が発生するとの想定があることなどを踏まえ、総務局が令和元年度に充電環境を整備している。そこで、各施設について、発電機等の必要な備品が確保されているかについて見たところ、次のような状況が認められた。

(ア) 停電時における屋内照明及び情報収集等のためのデジタル機器の電源

運営マニユアルでは、必要に応じてランタンやろうそく、電池等の確保を行うなど、可能な範囲で地震発生時の停電に備えておくことが望ましいとされている。

一方、表7の発電機は、建物内では使用できないものであり、各施設のうちには、施設自体に非常用発電設備がない施設や、非常用発電設備があっても消防用設備以外には利用できない施設が見受けられた。こうした施設では、ランタン等による照明確保には限界があり、夜間停電時には施設の開設・運営が困難となる可能性がある。

また、蓄電池等は受入者用であり、運営本部用には配備はされていないため、非常用発電設備がない施設等においては、停電時には、情報収集などに必要となるデジタル機器の電源確保に支障を来しかねない。

(イ) 暑さ対策

アルミ製グラブネットは、断熱・保温効果があるため防寒対策としては有効であるが、施設内での暑さ対策としては、必ずしも有効ではない。また、停電時の非常用発電設備がない施設や、非常用発電設備があっても空調の電力までは賄えない施設が多い。

近年の夏季高温時において、施設の運営を行う場合には、熱中症等による要医療者の発生リスクを低減するため、送風機等の配備やこれに必要な電源の確保などの暑さ対策の必要性を検討する必要があると考えられる。

局は、各施設の状態を把握し、最新の被害想定を踏まえ、施設の受入環境や運営における重要性を考慮の上、必要に応じて配備する備蓄品の見直しを検討し、一時滞在施設の円滑な運営を図ることが重要である。

局は、必要に応じて配備する備蓄品を追加するなどの見直しを検討することが望まれる。

(総務局)

(6) 都立一時滞在施設に対する情報提供などの支援の充実強化について (意見・要望事項)

総務局が、都立一時滞在施設の運営等に係る状況把握、有用な情報の発信や助言を適切に行っているかについて見たところ、次のような状況が認められた。

ア 局は、都立一時滞在施設の運営担当者向けに、運営説明会(オンライン形式)及び一時滞在施設情報連携訓練(以下「通信訓練」という。)をそれぞれ年1回開催している。

運営説明会は、大規模地震等の発生時に一時滞在施設を開施設し、行き場のない帰宅困難者を受け入れるための基本的な知識や運営手順を学ぶことを目的として、各施設の運営担当者の職員を対象に実施している。

その際の実施しているアンケートを見たところ、表9のとおり、通信訓練については、各施設の課題や意見等に関する設問も含めたアンケート調査を実施しているが、運営説明会については、そのアンケートの内容が、説明内容の理解度や説明時間の適否など、説明会の評価のみを対象としている。運営説明会についても、通信訓練のような設問を設け、課題、意見等を把握すれば、今後の情報提供や助言に活用できることが見込まれる。

イ 運営説明会の具体的な説明内容は、表10のとおりであるが、各施設の開施設・運営のオペレーションと照らし合わせたところ、表11のとおり、①運営マニュアルに定める一時滞在施設の情報、②先進的な取組事例や過去の震災時における有用な情報、③適宜伝える有用な情報、④適宜伝える有用な情報、⑤適宜伝える有用な情報、⑥適宜伝える有用な情報、⑦適宜伝える有用な情報、⑧適宜伝える有用な情報、⑨適宜伝える有用な情報、⑩適宜伝える有用な情報、⑪適宜伝える有用な情報、⑫適宜伝える有用な情報、⑬適宜伝える有用な情報、⑭適宜伝える有用な情報、⑮適宜伝える有用な情報、⑯適宜伝える有用な情報、⑰適宜伝える有用な情報、⑱適宜伝える有用な情報、⑲適宜伝える有用な情報、⑳適宜伝える有用な情報、㉑適宜伝える有用な情報、㉒適宜伝える有用な情報、㉓適宜伝える有用な情報、㉔適宜伝える有用な情報、㉕適宜伝える有用な情報、㉖適宜伝える有用な情報、㉗適宜伝える有用な情報、㉘適宜伝える有用な情報、㉙適宜伝える有用な情報、㉚適宜伝える有用な情報、㉛適宜伝える有用な情報、㉜適宜伝える有用な情報、㉝適宜伝える有用な情報、㉞適宜伝える有用な情報、㉟適宜伝える有用な情報、㊱適宜伝える有用な情報、㊲適宜伝える有用な情報、㊳適宜伝える有用な情報、㊴適宜伝える有用な情報、㊵適宜伝える有用な情報、㊶適宜伝える有用な情報、㊷適宜伝える有用な情報、㊸適宜伝える有用な情報、㊹適宜伝える有用な情報、㊺適宜伝える有用な情報、㊻適宜伝える有用な情報、㊼適宜伝える有用な情報、㊽適宜伝える有用な情報、㊾適宜伝える有用な情報、㊿適宜伝える有用な情報、1. 帰宅困難者を受け入れた場合、運営に当たってどのような情報が欲しいと思いますか。 2. 発災時の一時滞在施設の運営について、課題や意見等がありましたら記載してください。

(表9) アンケートの設問 (抜粋) (総務局)

通信訓練	06. 発災時の一時滞在施設の運営について 1. 帰宅困難者を受け入れた場合、運営に当たってどのような情報が欲しいと思いますか。 2. 発災時の一時滞在施設の運営について、課題や意見等がありましたら記載してください。
運営説明会	03. 説明科目別の評価について (2) 都立一時滞在施設の運営 ① 研修内容は理解できましたか(5つの選択肢から回答) ② 研修内容や研修時間は適切でしたか(同上)

(表10) 運営説明会の内容 (令和6年度の例)

① 都の帰宅困難者対策及び各種取組内容
② 都立一時滞在施設の運営
③ DIS及びキタコンDXの運用
④ 安全確認方法
⑤ 都立一時滞在施設設置の情報機器設備
⑥ 備蓄品の更新及びブロータロス対策に係る備蓄品の回収 など

(表11) 提供すべき有用な情報

① 一時滞在施設の管理運営体制に関する情報
運営マニュアルでは、施設管理者は、都立一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努めることとされているが、平時より勤務する職員が少ない施設や、現地機動隊要員(注1)に指定されている職員が多い施設では、施設の利用に必要な要員の確保が困難となり、施設の開施設ができない可能性がある。
総務局は、連絡があれば災害対策本部の人員調整部門から、応援要員を派遣するなどの対応を行うとしているが、その具体的な対応に関する情報の提供が必要である。

② 訓練等の実施、手順に関する情報
運営マニュアルでは、施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて一時滞在施設の開施設・運営に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者の受入れの手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行うとされている。
施設によっては、本施設の開施設・運営経験がないことや参考事例が少ないことから、他の施設の開施設・運営状況の共有が必要である。

③ 先進的な取組事例や過去の震災時における有用な情報
各施設では、要配慮者用備蓄品の増強や、備蓄品の配布方法、多言語対応など、運営上の様々な工夫をされており、こうした先進的な取組は、他の施設においてもその運営の参考となることが見込まれるため、こうした情報の提供・共有が必要である。
また、次に示す避難所におけるトイレの確保や管理に係る教訓等は、施設の利用において参考になると見込まれ、こうした情報の提供・共有が必要である。

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月。内閣府(防災担当))
避難所において、トイレの確保や管理により水洗トイレ機能の停止やトイレ環境の悪化(汚い、暗い、手洗いができない等)が生じ、黄口感染(注2)の発生や、トイレが不安で水を飲むことを控えたことで、被災者が健康被害の発生や震災関連死等につながったというケースがある。
これを踏まえ、暗がりにならない場所へのトイレの設置や専用の履物・消毒液の用意等、安全面や衛生面で配慮すべき事項についての対応がまとめられている。

「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」(令和2年3月。文部科学省)
発災から数日程度の必要最低限の避難生活の確保に必要な機能として、トイレ、照明、情報通信、電力・ガス等を挙げ、受入スペースやトイレ等への一定の照明確保のための非常用発電機と燃料の確保など、トイレの停止を念頭において対策について、各地の学校の取組をまとめていく。

④ 適宜伝える有用な情報
令和6年2月に公表された包括外部監査の結果報告書(中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について)では、市場に対して、総務局総合防災部から配備される施設用の備蓄品等と総務局人事課から配備される職員用の非常用食料の管理状況について、一覧表等による把握がされていない、警理整備が不十分で非常時に迅速に持ち出せる状態にない、非常時の運搬などの検討が不十分、などの課題があるとして、各市場で統一した管理方法による同一レベルでの管理を求めている。
こうした状況は、他の施設でも起こり得るものであることから、各施設及び所管局で情報を共有する必要がある。
「(5) ア 備蓄品の更新について」に記載する、一部備蓄品の一時的な不足について、全施設に対して情報の提供が必要である。

(注1) 夜間休日の震度6弱以上の地震発生時、あらかじめ決められた多集先に自動的に集合し、発災後3日間、活動拠点の確保や災害対策本部との連絡などの初動対応をする都職員
(注2) 便と一緒に排泄されたウイルスが口から入って感染すること

(参考) 近年における一時滞在施設に関する指節事項

一時滞在施設の運営計画を適切に整備すべきもの 有明テニスの森公園テニス施設及び東京武道館における一時滞在施設の運営計画を見たところ、 ①両施設とも優先スペース等要配慮者への対応が定められておらず、テニス施設においては、潜在者への情報提供の手順や備蓄品の配布手順についても定められていない、②要配慮者、女性、性的マイノリティの方に配慮する優先スペースなどが設定されていないことが認められた。 各指定管理者は、一時滞在施設の運営計画を適切に整備されたい。	(令和5年行政監査)
改善措置 令和6年監査結果に基づき知事等が講じた措置(第1回)にて改善済み https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kansa/06_1sochi#page=77#1505040080	
一時滞在施設の運営計画を適切に整備すべきもの 東京都立産業貿易センター浜松町館における一時滞在施設の運営計画を見たところ、①クア・コミッションナー、クア・ハイ・コミッションナーが設置されていない、②要配慮者、女性、性的マイノリティの方に配慮する優先スペースなどが設定されていないことが認められた。 指定管理者は、一時滞在施設の運営計画を適切に整備されたい。	(令和5年行政監査)
改善措置 令和6年監査結果に基づき知事等が講じた措置(第1回)にて改善済み https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kansa/06_1sochi#page=83#1505040240	
災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの 都立学校教育部は、地震等が発生し、都立学校の児童・生徒等の帰宅が困難になった場合に備え、災害用備蓄品や非常用発電機等を各学校へ配備している。さらに、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションに指定されている学校については、総務局等より必要な災害用備蓄品が配備されている。 各学校は、発災時に速やかに対応できるように、災害用備蓄品の一覧表を作成し、定期的に数量や保管場所等を点検する等適切に管理する必要があるが、①備蓄品の記載漏れ、②消費期限等の記載漏れ、③カセットボンベの使用期限切れ、④食料品の保証期限切れ、⑤非常用発電機の習熟訓練を行っていない、⑥毛布の備蓄数について必要数量の確認を行っていないといった事例が見受けられた。 各学校は、発災時に速やかに対応できるように災害用備蓄品の管理等を適切に行われたい。 総務部及び都立学校教育部は、各学校の災害用備蓄品の管理が適切に行われるよう指導されたい。	(令和6年定例監査)
改善措置 令和7年2月現在、改善中	

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 一〇〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051

